

(第一類 第三号)

衆議院 法務委員會 議 録 第十 一 号

(二二四)

平成十六年十一月二十四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君

理事 西田 猛君

理事 津川 祥吾君

理事 山内おさむ君

理事 井上 信治君

左藤 章君

早川 昌彦君

三原 朝彦君

森山 眞弓君

柳本 卓治君

市村浩一郎君

鎌田さゆり君

佐々木秀典君

島田 久君

津村 啓介君

松野 信夫君

江田 康幸君

田村 憲久君

平沢 勝栄君

伴野 豊君

漆原 良夫君

大前 繁雄君

笹川 堯君

谷 公一君

松島みどり君

水野 賢一君

保岡 興治君

井上 和雄君

加藤 公一君

小林千代美君

篠原 孝君

樽井 良和君

辻 惠君

松本 大輔君

富田 茂之君

南野知恵子君

滝 実君

富田 茂之君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

山崎 敏充君

政府参考人 寺田 逸郎君

政府参考人 大林 宏君

政府参考人 三浦 正晴君

政府参考人 松元 崇君

政府参考人 石川 明君

政府参考人 北井久美子君

政府参考人 小菅 修一君

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

委員の異動
十一月二十四日
河村たかし君 補欠選任 島田 久君

市村浩一郎君 補欠選任 井上 和雄君

同日 島田 久君 補欠選任 市村浩一郎君

同日 市村浩一郎君 補欠選任 井上 和雄君

同日 井上 和雄君 補欠選任 篠原 孝君

同日 篠原 孝君 補欠選任 津村 啓介君

同日 津村 啓介君 補欠選任 河村たかし君

同日 河村たかし君 補欠選任 島田 久君

同日 島田 久君 補欠選任 市村浩一郎君

同日 市村浩一郎君 補欠選任 井上 和雄君

同日 井上 和雄君 補欠選任 篠原 孝君

同日 篠原 孝君 補欠選任 津村 啓介君

同日 津村 啓介君 補欠選任 河村たかし君

同日 河村たかし君 補欠選任 島田 久君

同日 島田 久君 補欠選任 市村浩一郎君

同日 市村浩一郎君 補欠選任 井上 和雄君

同日 井上 和雄君 補欠選任 篠原 孝君

同日 篠原 孝君 補欠選任 津村 啓介君

同日 津村 啓介君 補欠選任 河村たかし君

同日 河村たかし君 補欠選任 島田 久君

同日 島田 久君 補欠選任 市村浩一郎君

同日 市村浩一郎君 補欠選任 井上 和雄君

同日 井上 和雄君 補欠選任 篠原 孝君

同日 篠原 孝君 補欠選任 津村 啓介君

同日 津村 啓介君 補欠選任 河村たかし君

政府参考人出頭要求に関する件
裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○塩崎委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○南野国務大臣 御説明いたします。
裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

新たな法曹養成制度の整備は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数のすぐれた法曹の養成を図ることを目的とするものであり、司法修習生の修習についても、司法修習生の増加に実効的に対応することができる制度とすることが求められております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度にかえて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入することを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、司法修習生に対し給与を支給する制度を廃止し、これにかえて、最高裁判所が、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を貸与するものとしております。

第二に、修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによるものとしております。

第三に、修習資金の貸与を受けた者につき、災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となった場合における返還の期限の猶予、及び死亡または精神もしくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなった場合における返還の免除について、所要の規定を設けております。

第四に、以上のほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定めるものとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○塩崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○塩崎委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務省大臣官房司法法制部長寺田逸郎君、財務省主計局次長松元崇君、文部科学省高等教育局長石川明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 次に、お諮りいたします。

本日、法務委員会議録第十一号

平成十六年十一月二十四日

第一類第三号

法務委員会議録第十一号

平成十六年十一月二十四日

第一類第三号

法務委員会議録第十一号

平成十六年十一月二十四日

第一類第三号

本日、最高裁判所事務総局山崎人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷公一君。

○谷委員 昨年、初めて当選いたしましたので、先月より法務委員会に属して居る谷でございます。

長年、地方行政の仕事をしてきたわけでございますが、司法につきましても、尊敬すべきたくさん先輩の方なり同僚の方に知識、識見など比べようもございませんが、せっかくの機会でございますので、裁判所法の一部を改正する法律案について、また、それと関連する法曹養成の制度全体について、素人といえますが国民の目から見て、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほど、南野大臣の方から提案理由の説明があったわけでございます。現行法では、司法修習生に対し国が給与を支給しているところでございますけれども、その制度をやめて、これからは支給をしない、しかしながら、司法修習生が希望をすれば、修習に専念できるようにお金を無利息で貸してあげましよう。このように、給費制から貸与制に変わるといのが今回の法改正の骨子、ポイントといえますが、なぜ変えるのか、今の制度にどこに不都合があるのかということについて、私の頭の中で十分理解できていないというのが正直なところでございます。

なぜ変えるのか、まず南野大臣に、その点についてお尋ねしたいと思います。

○南野国務大臣 お答え申し上げます。法曹の質、量ともに充実させるためというのが一番大きな目的でございますが、司法修習生の大幅な増加が求められております。また、このた

びの司法制度改革を実現していくに当たりましては、国民の負担を伴うことについてその理解を得ていく、そのような必要が出てまいります。

このような状況にかんがみますと、今後ますます国民の負担をふやして給費制を維持することについて、国民の理解を得ることは困難ではないかと考えております。そこで、司法修習生が修習に専念できる環境を確保しながら、給費制を貸与制に切りかえる必要があるというふうに考えております。

○谷委員 今回の司法制度改革の目的は、国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法の実現を目指すということであろうかと思いますが、確かに、司法ネットの整備であるとか、裁判員制度の導入であるとか、法科大学院の設立などで大きな財政負担が生じるということは事実であろうかと思っております。何か財政上の理由がやや強調されているというのか強調され過ぎるというのか、司法制度改革推進本部の事務局長である山崎さんの方に、この点についてどうですか、この理由について。

○山崎政府参考人 ただいま大臣の方からも御答弁ございました。全体の趣旨はそれとおりでございますけれども、私が考えているところを若干申し上げたいというふうに思います。

まず、今回、改革審議会の方で、法曹人口を大幅にふやしていこう、こういう政策を決めているわけでございます。それに伴いまして、それを實現するためにはどういふシステムが必要かということから、新しい法曹養成制度が構築されて、順次その案が成立しているわけでございますけれども、いわば、法科大学院と司法試験と司法修習、この三つを連携して、これからふえていく修習生を質を落とさずに育てていこう、こういう政策をとったわけでございます。

はそれなりの資金が必要になってくるわけでございます。

これにつきましては、まさに税金を使わせていただくことになるわけでございまして、国民の負担という問題があるわけでございまして、この国民の負担につきまして、やはり国民の方々の理解を得なければならぬだろうということでございまして、その理解を得るという点につきましては、我々としても、お願ひするものはお願ひする、しかし、自分たちが努力できるものは努力してそこを合理化していく、こういう姿勢が大事であるということになるわけでございます。

そういう点から考えた場合に、この給費制度の問題につきましては、これは戦後間もなくの創設当初に比較して、修習生が大幅に増加するということでございます。当初は二百名台でございました。そういう状況の変化があるということ。それから、公務員でなく、公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上かなり異例の制度であるということから、給費制を維持することについてもさまざまな批判もございました。

このような状況を総合的に我々としては勘案いたしまして、給費制を維持することについて、国民の理解を得ることはもう現状では困難であるということでございます。そういう点を考えて貸与制に移行するというものにしたものでござい

ます。ですから、最後にまとめて言えば、単に財政事情が厳しいからというだけではなくて、やはり、司法制度改革を実現するために財政資金をより効率的に投入する趣旨、これで貸与制に移行するというところでございまして、御理解を賜りたいと存じます。

○谷委員 今の御説明ですと、制度ができたときにはそれなりの合理的な理由があったけれども、社会の大きな変化、それから司法制度改革、そういった中で、従来の制度をそのまま維持するということについては国民の理解がなかなか得られないという御答弁ではなかつたかと思ひます。

ただ、そうすると、少し観点をえまして、司法制度を支える法曹のあり方ということにつきましては、司法の制度が国によってさまざまであるように、その国の歴史とか文化とか国民性とか、そういったものに深く根差しているように思ひます。

アメリカ合衆国、アメリカは司法試験合格者はすぐに弁護士などになれるというふうに理解しているわけでございまして、我が国日本のように、一定期間司法修習生として学ぶことを義務づけている国はどうか、また、そういう国は給与を払っているのかどうかということについて、お尋ねしたいと思ひます。

○山崎政府参考人 確かに、我が国と同様なシステムを持つている国として典型的なのは、ドイツと韓国が挙げられているわけでございまして、アメリカとかイギリスについては、こういう制度はないということでございます。

それで、ドイツでございませうけれども、これは州ごとの制度になっているようでございませうが、給費制をとっております。ただ、例えばベルリン州などでは、修習生の身分を公務員から非公務員として、給与を減額したというふうにも聞いております。

また、韓国でございませうけれども、韓国も給費制をとっております。ただ、この点につきましても、修習生の増加に伴いまして、給与を通常の国家公務員の職給と切り離して減額をした、こういう状況にあるというふう聞いております。

○谷委員 同じような、一定期間司法修習生として義務づけている国はドイツ、韓国ということですが、いろいろ調べたり、あるいはお話を聞いてみると、我が国の制度が新たに法科大学院をこの四月に設けた、法科大学院が一方である、しかし、司法試験合格後、一定期間間司法修習生となることを義務づけている、そういう国というのは、我が国のほかにございませうか。法科大学院があり、なおかつ試験合格後も一定期間司法修習生となることを義務づけている国はないんじゃない

か。何か非常に、やや中途半端な感じもしないでもないんですけども、どうでしょう。

○山崎政府参考人 確かに、御指摘のとおりに、ロースクールプラス研修、これを持つている国は、今のところ私も承知はしていません。

○谷委員 なかなか、制度を変えるときに、全く白紙の状態ではなくて、今の制度を前提にしてなおかつ国民の理解を得ながら変えるということ、難しいところはあろうかと思えますけれども、なかなかそれぞれ、アメリカ型に徹するわけでもなく、かといってドイツ型に徹するということでもないということで、よりよい制度に根づくように期待しているところでございます。

現在、司法修習生に給与が支払われているわけでございますけれども、どの程度の額が支払われているのですか。これは一律ですか、それとも年齢、扶養家族によって差を設けているのか、お尋ねしたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理者 現在、司法修習生に対しては給与が支給されておりまして、これは一人当たり月額二十万二千九百円という金額でございます。これは当然一律でございますが、そのほかに、一般職の公務員の例に準じまして諸手当が支払われるということになっております。

この点につきましては、例えば扶養手当ですとか住居手当といったものがございまして、これはそれぞれ要件を備えた者に支給される、こういう仕組みでございます。

○谷委員 現在、全く一律ではなくて、それなりのいろいろな、年齢とか扶養家族を加味しているということでございますけれども、給付から貸し付けにするということについて、少し気になるのは、私も実は子供が三人いるんですけども、計算上は大学生三人というものはあり得ないんですけども、なかなかストリートでいかに、浪人もあったということで、一年間、大学生三人になつたんです。大変でしたが、幸い、私は神戸に

住んでおりまして、自宅から二人、娘が通つていましたので、男の子だけ獣医の大学に行くということで神戸を離れていたということ、一人だけいわば仕送りをしていたということ、済んだんですけれども、なかなか大変です。

そういう我が身のあれから考えてみましても、この四月から法科大学院ができ、二十二年ごろには基本的に法科大学院、ロースクール修了者のみが法曹になることになる。ではそのロースクールはというと、法学部出身者を二年、それ以外の者は三年、その間私立の大学で学ぶとすれば百万から二百万、平均で百五十万ぐらいですか、学費だけでもそれだけかかる。それで、大学院のときに、司法試験を控えているためアルバイトなどはもちろんできない。それで、そのロースクールの学生のときもいろいろ、奨学金などで借りる人も相当出てくるかもわからない。

加えて、わすか今度是一年でございますけれども、司法修習生の期間も、今のうちに給与が出るのではなくて、貸与ということに変える。早く言えば、なかなか経済的に余裕のない家庭、方、あるいはたくさん稼いでいる親のいない方というのは、裁判官なり検事なりあるいは弁護士になるというのが大変難しいのではないかとということも危惧するわけであります。

能力のある人、あるいは努力してきた人、あるいは汗をかいた人、そういった方が報いられる社会というのか、たとえ親が貧しくてでもそういう能力と努力があれば夢と希望が実現できる、そういう社会というのは、我々はぜひともこれからも守つていかなければならないと思うんですけれども、この点について、人間性豊かな滝副大臣、御見解をお尋ねしたいと思います。

○滝副大臣 今の委員の御指摘のとおり、この法科大学院、最低二年法学を学習し、既習していない人は三年、こういうコースを経るだけでも負担というものはそれなりに出てくるわけでございますから、仰せのとおり大変なことが厳しい。その上に、合格しても今度は修習生として、貸与

制度でございますから、私は、それなりに経済的には大変大きな負担をお願いすることになるということについては御指摘のとおりだと思います。ただ、幸いなことに、このロースクール、法科大学院につきましては、奨学金の面でかなりの配慮ができたということもございまして、

それからまた、修習生の期間についても二十万円程度月額で借りられる基盤ができたということにおいて、かなりの財政支援は結果的にはできたということも考えてみれば、この辺のところを精いっぱいのことかなという感じがいたします。さらに加えれば、これはもう大学サイドの件でございますけれども、結果的に各法科大学院とも奨学金制度をかなり充実したものを、もちろん一部の学生でございまして、発足とともにそういうような制度を大学側も用意してくれたということによって、かなり救われた格好にはなっているんだろうと私は思います。

しかし、いずれにいたしましても、返還の問題がございまして、それはそれでまた別に考えていかないとこの問題は完結しないということを考えていかなければいけないというふうに私は思っております。

○谷委員 副大臣の言われる返還の問題でございますけれども、今回の貸与制の検討過程で、例えば、司法ネットの常勤弁護士となった場合とか、あるいは過疎地域で活動する弁護士となった場合とか、裁判官、検察官に任官した場合とか、それぞれ一定期間勤めると修習資金の返還を免除するという点についても検討されたというふう聞いております。

例えば、僻地医師ということで、僻地の医師の確保のために、一定期間僻地などに勤務した場合、大学六年間の学費を免除するとか、そういう制度が昔からありますけれども、そういうような仕組み自体は広く国民の理解を得ているというふうに思っています。そういうことから考えると、こういうことももつと前向きに検討してもよかつたのではないかと

と私自身思うんですが、しかし提出法案にはこういうことは盛り込まれておりません。返還免除の制度を設けなかつた理由について、推進本部の山崎局長にお尋ねしたいと思います。

○山崎政府参考人 ただいまの御指摘の点は、私どもの検討会でも最後の最後までいろいろ議論があつたわけでございます。最終的にはこれを取り入れないということにしたわけでございますが、その主な理由でございまして、免除の対象となる職種を合理的、客観的に切り分けること、これが実際上困難であるということ、それから、進路にかかわらず法曹三者を統一的に養成するという統一修習の理念、これとの関係でどうなのかという二つのポイントがございました。この点から今回は取り入れないということでございます。

先ほど、例えば僻地に勤務した者をどうするかという御指摘もございました。これは、僻地に勤務する者というのはいろいろパターンがございまして、まず、裁判官、検察官でも、当然あればそこへ行くこととございまして、それから司法ネットで行く人もいるかもしれませんが、これ以外に、例えば日弁連でもみずからの努力で、ひまわり基金ということで僻地に事務所を設けて活動されている方もおります。それから、みずからの意思で退職後そういうところに行かれる方も現におられるわけでございまして、そういう方々をどういうふうに切り分けていくかということが極めて難しいということから、最終的にはこのようになつたということで御理解を賜りたいと思っております。

○谷委員 今の提出法案にそれが入っていないわけでございますので、おっしゃられることはわかりましたが、もう少し前向きにとらえていただいてもいいのかなというふうに思います。

今の僻地なりの問題でも、裁判官なり検事は、これはそういう組織があればそこに勤務するわけですから、問題は、弁護士がいらない、現実にはないという地域は全国にいっぱいあるわけですか

ら、そういう地域の実態を見るならば、制度として優遇策を設けるということについても、もう少し前向きに取り組んでもいいのではないかなというふうには私に思っております。

次の質問に移らせていただきたいと思えます。今度は、新しい司法試験についての質問でございます。ロースクールの修了者が受験する新しい司法試験です。

まず、合格率について伺いたいというふうに思います。

三年前、平成十三年六月に取りまとめられました司法制度改革審議会意見書では、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提」という留保つきではありますけれども、法曹教育に特化した教育を行う法科大学院修了者のうち相当程度、例えば七、八割の者が新司法試験に合格するという認識が示されたところでございます。

その後、ロースクールができた。この四月には六十八校、定員が約六千人ですか、もう開校して既に学んでいる。そして、来年の四月も幾つかプラスアルファがあるようでございます。

ある雑誌を読んでおりましたら、シミュレーションによりまして、平成十八年の新しい司法試験の合格率は約三分の一、平成二十年以降は約二〇％というふう言われております。五年間に三回チャレンジできるわけですから、それを含めてのことだと思ふんですけれども、どうも、もちろん最初の十三年六月の司法制度改革審議会意見書は、繰り返しになりますけれども、いろいろな留保条件がついているということは事実でございますけれども、何となく私も、そういう新聞でばらばら見ていたときに、ああ、今度は新たな仕組みになって、ロースクールで学んだ人が、多くの人々が、普通にきちんと勉強していれば、裁判官なり検事なり弁護士になるのかなというふう思っていたら、何かどうも、ロースクールが過ぎ過ぎたのか、大変合格率が、今のシミュレーションです

と初年度が三四％とかそれ以降は二〇％とか、大変厳しい数字になっている。

この制度設計の考え方は変えたのか、変えていないのか、あるいは、変えていないのであれば、なぜそういうふうになったのか。弁護士でもございます富田政務官にお尋ねしたいと思えます。

○富田大臣政務官 先生が御指摘いただきました数字が出てきますが、先生も御指摘のように、留保つきだというふうにおっしゃっていただきましたけれども、そこでは、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約七〇八割）の者が」「新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」という意見書になっております。七、八割が合格するとは書いてございませぬ。法科大学院における教育内容及び教育方法に関するもので、新司法試験において法科大学院の修了者の七、八割が合格することを企図したのではないというふうにはこの点は認識しております。

そもそも、各年度の司法試験の合格者は、法曹として必要な学識やその応用能力の有無という観点から、司法試験審査委員の合議による判定に基づき司法試験委員会が決定することとされておる、将来、法科大学院課程の修了者のうち何割が司法試験に合格するか、あらかじめ確かなものとして申し上げることは困難であります。

先ほど先生の方から三四％とか二割という数字が出ておりましたが、仮に法科大学院の一年生の学生約六千人が全員その課程を修了するとして、年間合格者を約三千人と仮定した場合、受験回数制限を前提として計算すれば、その合格率はおおよそ五割になるとも考えられます。

しかし、意見書の立場に立つて法科大学院による厳格な修了認定を前提といたしますと、その修了者数が少なくなりますから、まあ認定されない方もいらっしゃるということ、合格率はそれより高くなることとなります。

合格率を申し上げることは控えるべきであろうというふうに考えております。

○谷委員 何かもう一つあれでございますけれども、後でたくさんの方が質問されるようでございますので、そこは譲りまして、試験内容についてお尋ねしたいと思えます。

では、その新しい司法試験の内容はどういう内容になるのかということでございますけれども、ロースクールの教育内容を踏まえた試験になるということでございますけれども、現在は択一があり論文があり口述ですか、というようなことでございまして、わかりやすく、今何が違う試験内容になるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○寺田政府参考人 内容面から申し上げますと、今委員が御指摘のとおり、まさに法科大学院の教育を反映した司法試験にする、これは連携法の考え方でございますが、それに示されておるとおりのことを考えております。

具体的に申し上げますと、まず口述試験というのがございませぬ。新しい試験で口述試験をしないのは、法科大学院の教育課程の中で、このような口述試験で見られるべき能力、すなわちいろいろな応対をする能力でございますが、そのようなものは実際にはかられるだろうという期待に基づいてお尋ねしております。

より重要なことは、もう少し実務的な対応能力というのがやはり今度の新司法試験には入ってくるという点でございます。具体的に申し上げますと、まず基本的な科目であります憲法とか民法とか商法とか刑法とかという科目が、従来の試験には科目別として試験を行う、こういう仕組みになっておりましたけれども、新しい試験においては公法系と民事系と刑事系、こういうような三つのカテゴリーに分けて、それぞれ関連の科目を幅広く柔軟に実務的に聞ける、こういう体制になっております。

三番目の問題といたしまして、出題の内容でございませぬけれども、これは短答型と論文型がもち

ろんあるわけでございますけれども、短答型についてはより基本的な能力を聞くわけでございませぬが、論文型においては、今までのような何を論ぜよということだけではありませぬで、いわば非常に実務的な、例えば契約書でございますとかいろいろの実務上出てくる書面というふうなものももとのいたしまして、幅広い観点から非常に長時間にわたって論述していただかなきゃならないような、そういうタイプの問題ということも当然に予定する、こういうことでございませぬ。

○谷委員 それでは、もう時間もなくなりましたので、最後に一つだけ、施行期日についてお尋ねしたいと思います。

十八年十一月一日ということですが、しかし、この春法科大学院に入学した三年課程の学生は修了するのが平成十九年三月であります。それから五年間で三回受験できる、こういうことを考えるならば、何か、入学したときとか入学を決めるときに、今の制度を前提にその人たちは人生設計を考えてロースクールに入ったのではないかと、常識的にはそう考えるんです。そういうことを思えばどうかという思いがしないわけでもないんですけれども、山崎事務局長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。

○山崎政府参考人 この制度の発足を十八年にした理由でございますけれども、先ほど申し上げましたように、新しい法曹養成制度、これ全体のスタートが平成十八年から行われていくわけでございませぬので、そういう関係から、それと一体にして考えたわけでございませぬ。

その前提でございますけれども、前提として、給費制の見直しにつきましては、司法制度改革審議会の意見でもその指摘がございました。また、それを受けまして、私どもの検討会の方でも二年間にわたる議論を続けて、この内容についてはもう一般に、外に出ているものでございませぬ、それから検討会の中でも委員の方々から、法科大学院生はある程度覚悟をしている、そういう状況である、そういうような御指摘もございませぬ。

た。そういう点を受けまして、私どもは平成十八年からというふうな考えをたけてございます。

ただ、この点に關しましては、法科大学院生からのいろいろ御指摘もございまして、さまざま議論があるということは承知をしているところでございます。

○谷委員 どうもありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。本日は、裁判所法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

今般の司法制度改革におきましては、法曹養成制度の改革が大きな柱の一つとされておるところでございますが、どんな立派な制度をつくつても、これを担って動かしていく、そういう人の部分でございませうけれども、人が大事である、その人の養成ができればならないわけでございませう。質、量ともに豊かな法曹を得ることが一番重要であるかと思っております。

今般の最高裁判所の改正につきましては、法曹養成の最後の課程であります司法修習について、司法修習生に国から給与を支給する制度を、国から修習資金を貸与して、法曹になった後に返還する制度に改正するものでございます。

法案の質問に入る前に、新たな法曹養成制度につきまして質問をさせていただきますかと思っております。

この新たな法曹養成制度は、事実上、司法試験という点による選抜となっている現行制度を改めて、法曹になるための専門的な教育を行う法科大学院を創設して、法科大学院の教育と司法試験、司法修習を連携させたプロセスとしての養成制度を整備するものであり、法科大学院は既に今年四月からスタートしているところでございます。

そこで、まず、法科大学院と司法試験の連携について質問をさせていただきます。

新しい司法試験につきましては、法務省に設けられた司法試験委員会で検討が進められていると伺っておりますが、新司法試験では法科大学院

院の教育との連携を具体的にどのようにつけていられるのでしょうか。

○寺田政府参考人 ただいま御指摘がありましたとおり、現行の法曹養成制度と違ひまして、新しい法曹養成制度が一番特色といたしまして、プロセスとしての法曹養成ということで、具体的には、法科大学院の教育と司法試験、司法修習との間の連携が図られるということが非常に大きなポイントになるわけでございます。

御指摘の司法試験と法科大学院との連携につきましては、具体的には、先ほど申し上げましたとおり、一番大きいポイントは、やはり司法試験の内容と法科大学院の教育を反映しているかどうかという点だろうというふうに考えております。試験の内容が法科大学院で現に実務的に行われるだろうと言われるような長文の分析力を非常に多く試すようなタイプの出題になる。また、科目も、選択科目というのが、先ほど申しました基本的な三科目以外に設けられるわけでございますが、その選択に当たつても、現に法科大学院で行われている、実務上重要だとされるような科目の中から選ぶということにいたしております。

また、具体的にいろいろな情報を、どういふような司法試験が行われるかということも法科大学院側にお伝えするということも非常に重要でございますので、現在、司法試験委員会の検討の枠組みの中からサンプル問題というのを一つ取りまして、そのサンプル問題というのを既に公表してございまして、これを法科大学院側にごらんいただきまして、具体的に、司法試験ではこういうような問題が出されるということをお知らせしてございまして、また、今後は、どのような試験が具体的に行われるかということについてもさまざまな情報提供をさせていただきます。

反面、現に司法試験委員会の方にも、具体的に、法科大学院でどういふ教育が行われているかということを知っていただくのも非常に重要でございまして、これはさまざまな手だてで、司法試験委員会の方が、現に法科大学院でどのような教育が具体的に行われているかというふうなことをごらんいただくというふうな、そういう工夫もいたしております。

なお、司法試験委員会でございまして、この中には、メンバーとして法科大学院の関係者の方も四名おられます、うち二名は純粋に法科大学院の学者の方でおられます。

○江田委員 今申しただきましたように、やはり、質、量ともに優秀な法曹をつくるという上においては、司法制度改革、法曹養成制度の骨格であります法科大学院と司法試験と司法修習の連携が重要であるということで、法科大学院の教育を反映している、そういう司法試験の内容にしていく、また、そういう情報を交換してそのような方向に持っていくという答弁であったかと思っております。

これにつきまして、やはり優秀な人材を育成するという上においては司法修習がまた非常に大事になってきますので、この司法修習についてお伺いをいたします。

司法修習は、現実の事件、それを教材として、弁護士、検察官、裁判官の仕事を実際に体験することを通じて法律実務を学ぶ課程であると思っておりますが、百聞は一見にしかずという言葉がありますけれども、見る以上に、実際の仕事を体験することになるわけですから、法曹に必要な能力を身につけるために非常に有益な教育課程であつて、我が国の法曹のレベルの向上に大いに貢献してきただけでなく、そのように考えております。

○山崎政府参考人 ただいま委員の方から御指摘ございましたように、司法修習、これは大変重要なポイントでございます。

なりに学んでこられるとは思いますが、ただ、そういう座学的なものを具体的な事件にどうやって当てはめるかというのは、これは極めて難しいところがございます。それから、理屈をそのままその事件に当てはめた場合には、やはり妥当でないという場合もあるわけでございまして、その辺の入り口のところが学んでほしいというところに一つポイントがあります。

これだけではなくて、やはり法曹のあり方とか法曹の倫理、この点についても現実の現場を見ながら学んでいただきたい、こういうことでやるわけでございます。

○江田委員 新しい法曹制度におきましても、このように司法修習の重要性は変わらぬところか、さらに重要になってくるという御認識だと思います。

では次に、新たな法曹養成制度におきましては、法科大学院を卒業して新司法試験に合格した者が司法修習を受けることになるわけでございませうけれども、新しい司法修習というのは現在の司法修習と比べまして、どのように内容が変わるか、詳しくちよつと御説明をお聞きしたいと思います。

また、法科大学院の教育との連携について、具体的にどのようにつけていられるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど来委員御指摘のとおり、新しい法曹養成制度は、法科大学院教育、司法試験、司法修習との有機的連携のもとに行われるというふうなことでございまして、その中核に位置づけられております法科大学院におきましては、法律実務家としての基礎的な素養を涵養するために、実務を視野に入れた法理論教育が行われるというふうなことでございまして、従来的一年六カ月から一年に変更されたというところ

でございます。

ところで、その新しい司法修習でございますが、最高裁判所に、法曹三者のほか法科大学院教授を含めた有識者にも御参加いただきまして、司法修習委員会という委員会を立ち上げまして、そのあり方について検討をお願いしたところでございます。その委員会は、先ほど申し上げました新しい法曹養成制度の基本構造を踏まえまして、また、修習期間が一年とされるという前提で種々検討をしていただきまして、本年七月に議論の取りまとめがされたところでございます。

その取りまとめを若干御紹介したいと存じますが、新しい司法修習においては、法科大学院における教育及び法曹資格取得後の継続教育との有機的な連携と役割分担を図ることが不可欠である、こういう指摘がまずございます。その上で、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる、法的問題の解決のための基本的な実務的知識、技法、それと、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等、こういったものを標語的にまとめますと、「法曹としての基本的なスキルとマインド」、こういう表現もされているわけでございますが、そういったものの養成に焦点を絞った教育を行うという提言がございします。

さらに、司法修習の課程という観点で申し上げますと、やはり、実務家の個別的指導に基づいて法律実務を身をもって体験する実務修習を中核とする、しかし、それに加えまして、体系的、汎用的な実務教育としての司法研修所における集合修習をこれと有機的に連携させて実施すること、こういう提言もございします。

さらに、法科大学院において、先ほど申し上げましたとおり、法律実務家としての導入教育が行われるということが前提となりますので、それから、実務修習から修習を開始いたしますして、その後集合修習を実施するのが適当である、こういったさまざまな提言がございします。

一年間の期間、実務修習に割り振る期間ということになりますと、これは各分野別の修習という

のがございまして、裁判所、検察庁、あるいは弁護士会での修習、こういったものがそれぞれございしますので、その期間が八カ月ございします。それに加えまして、選択型実務修習というものが二カ月間ございします。それで十カ月、残りは、先ほど申し上げました集合修習に二カ月当てる。こういう割り振りが提言されているところでございします。

お尋ねのもう一つの、法科大学院における教育との連携がございしますが、これは、法科大学院協会を初め、法科大学院の関係者の方々とさまざまなチャンネルで情報交換することが重要であろうと考えております。

先ほど御紹介いたしました最高裁に設けられた司法修習委員会、ここには法科大学院教授の御参加をいただいております。この場で法科大学院における教育の実情等を御紹介いただいて、修習内容の検討に反映させることが考えられるわけでございします。

こうしたことを通じまして、具体的な連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○江田委員 連携を図っていくということでございます。

国民から見ても、これまでの裁判官にしろ、弁護士にしろ、ここは弁護士がいっぱいいらつしやいます。例えば、国民の心がわからないとか冷たいとか常識がないとか、済みません。やはりそういうような、人間性のある人材の育成を図るという上からも、今おっしゃられましたように、思考方法とか倫理観とか心構えとか見識とかいうような、法曹としてのスキル、マインドとおっしゃいましたけれども、そういうところが重要視されて修習されていく。もちろん、先ほどから言われております実務的な教育についても、集合教育まで考えられていくということでございします。どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

次に、時期をお聞きしたいんです。そういうような新しい司法修習の具体的な教育内容につきま

しては今お話を伺いましたけれども、最高裁で検討されているということになりますけれども、それはいつごろ決まることになるんでしょうか。今後の検討はどのように行われていくか、そこら辺のところも、またわかるようにお示しくございします。

○山崎最高裁判所長官代理人 先ほど御紹介いたしました司法修習委員会の検討の成果に基づきまして、現実に司法修習を担います司法研修所を中心として検討を進めておりますが、これは司法研修所だけでは完結的にはできませんで、実務修習を担当する各地の弁護士会あるいは検察庁、それからそれぞれの裁判所の担当者とも協議が必要でございします。現在、そういう協議をしながら、具体的な内容について検討を進めていくところでございします。

新しい司法修習、平成十八年から実施される予定でございします。その時期に円滑にスタートできるように、スケジュール的に余裕を持って検討してまいりたいというふうに考えております。

○江田委員 それでは、今回の裁判所法の改正案について質問をさせていただきます。

まず、改正後の六十七条二項では、「司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならぬ」と規定されておるところでございしますけれども、現行法にはこのような修習専念義務は規定されておりません。

そこで、まず修習専念義務とはどのような義務か、最高裁にお聞かせいただきたい。

○山崎最高裁判所長官代理人 修習専念義務と申しますのは、司法修習生が、修習期間中、その全力を修習のために用いてこれに専念すべき義務というふうに申せると思っております。

ただ、その具体的な内容ということになりますと、例えば兼職、兼業の原則的禁止ですとか、そういうことが考えられるわけでございまして、その点につきましては、最高裁判所規則で規定されておるところでございします。

○江田委員 それでは、今回の改正で、現行の裁判所法には規定のないこの修習専念義務を規定することとした、その理由をお示しくございします。

○山崎政府参考人 確かに、現在の法律の条文には何もないということでございますけれども、これは、現在でもやはり修習専念義務があることを前提にしております。

なぜ書いていないかということでございますけれども、現在は給与を支払っておりますので、給与を支払うということは、その内容解釈からいけば、給与をいただいているのにも他で働いていいということにはならないというのには当然の話でございます。ですから解釈がされる、こういうことで書いてございしません。具体的には、最高裁の規則の方で具体的なものについて定めている、これが現在の方法でございします。

今回、これを給与に、修習資金に変更するわけでございします。修習資金に変更したことによつて、そうすると、修習専念義務というのはどうなるんですかということ、若干疑義が生ずるおそれもあるわけでございします。給与資金と修習専念義務との関係が必ずしも結びつかどうかという問題もございします。

そういう点も考えまして、法律で修習専念義務を定めるといふことにはしたわけでございまして、給与制であろうと貸与制であろうと、修習専念義務の内容、これについては全く変わらない、こういうこととございします。

○江田委員 今申されましたとおりだと私も理解をしておりますが、給費制でも貸与制でも、修習専念義務は非常に重要なことであるので、これは変わらないということだと思っております。しかし、改めて、貸与制に今回変えるからその義務とかが問題になるので、明らかにそこに示しておくといいことであると思っております。これまで給費制によつて国が法曹を厚く養成してきたことの意味とか実績は大きなものがあるかと私も理解しております。しかし、これから将来の話としましては、先ほどから答弁にも出ており

ますけれども、司法試験の合格者数を三千人に倍増させるということや、ほかの専門的な職業の養成制度とのバランスを考えると、今後も給費制を維持することは、国民から法曹だけ優遇されているという批判の目、国民からの理解が得られないというようなことがあるということも私も承知しております。

したがって、この給費制の見直し、貸与制への移行というのは、やはりこれはやむを得ないことであると考えておりますが、これまで給費制のメリット、つまり、司法修習生がしっかりと修習に取り組むことができる環境を確保するということが、貸与制でも必要になってくると思います。そのために、必要な額を貸与することが必要です。また、司法修習生にとって借りやすく返しやすいい制度とすることが重要であると思っております。

そこで、司法修習生には、扶養家族がある方、また、アパートを借りている方も多いと思いますし、このような場合には、単身者、自宅の場合よりも生活に多くの費用がかかります。そこで、修習資金の貸与額というのは、先ほどから出ておるんですが、具体的にどの程度になるのか教えてください。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、安心して、腰を据えて修習に専念してもらうためには、それに見合うものを貸与する、そういう修習資金を貸与することになります。

具体的には、現在、給与としては大体二十万円の給与をもらっているわけですが、それにいろいろ手当がつくということですが、その辺のところを大体カバーできるように金額というのを念頭に置いておりましたが、最終的には最高裁判所の規則で定められることになりませんが、その大きなポイントだけをちよっと申し上げたいと思いますが、まずは、司法修習生の必要それから返還の負担を考慮しまして、二十万円程度を基本的な貸与額といたしまして、より少ない額の貸与を希望する者には十八万円程度

の貸与額、そういう二つのものをまず設定していただくことを考えております。これで選んでいただくということになります。

それから、御指摘がございました、扶養家族があったりあるいは住居を賃借している者につきましては、その基本的な二十万円の貸与額に相応額を加算いたしまして、二十八万円程度まで貸与できるというような、そういう三つのランクを考えているところでございます。これによりまして、安心して修習に専念はできるだろうというふうに理解をしております。

○江田委員 今おっしゃっていただきましたけれども、一律ではなくて、扶養家族、住居を賃借している者について、その相応する額を加算して考えている。二十三万円、まあ額としては今あつたとおりだと思えますけれども、もう一つ質問をさせていただきます。

司法修習生は、先ほど出ておりますが、法科大学院でも多くの奨学金を借りられているわけですね。私も奨学金、別の学部ですけども、借りさせていただきました。その奨学金を多額受けながら、その返還債務も負っているという者も多くなると思っています。

そこで、修習資金の返還につきましては、法科大学院の奨学金の返還などにも十分に配慮することが必要ではないかと考えますが、この点についてどのように考えているか、安心できるように御答弁をお願いしたいんですが。

○山崎政府参考人 この点については、最終的には最高裁判所の規則で定められることになりませんが、現在考えている大きな点だけについて申し上げます。御指摘のようない点と配慮して、修習の終了後、数年間修習資金の返還を据え置くということをまず考えております。それから、その後、据置期間の後、十年間の年賦によって返還をする。こういうふうな非常に返しやすいい配慮をしているわけでございます。これによってそれほど金額の返還がきつくなるといったことはないだろうというふうに理解を

しております。

○江田委員 時間がなくなってきましたが、次に、貸与制への移行時期について質問をさせていただきます。

法案では、平成十八年十一月一日が施行期日とされており、平成十八年十一月一日が施行期日とされておりますけれども、これは、ことしの四月に法科大学院に入学した者は、新司法試験に一回で合格しても貸与制ということになるわけであり、今出ている御意見としまして、彼らが法科大学院に入学した時点では貸与制への移行が決定していただけないということから、法科大学院の学生の一部でしようけれども、給費制を期待して入学したのにこの期待を裏切られたというような反対が起きているとお聞きします。

この点につきましてはどのように考えているのか、見解を明らかにしていただきたいと思っております。

○山崎政府参考人 この点につきましては、先ほどもちよっと私も御説明いたしましたけれども、このポイントについては、もう既に改革審議会の意見書の中でも論じられておりますし、私どもの検討会でも二年にわたって検討を経てきたものでございまして、その情報はすべてオープンになつておることから、ある程度周知ができておることから、それから、検討会のメンバーの中には法科大学院の先生方もおられますので、その方の意見も十分に聞いた上で来ています。こういうふうな御指摘が、私が言ったものではございません、そういう御意見もあつたということでございます。全部ではございません。

そういうことも踏まえまして、それから、制度全体が変わっていくのが平成十八年の秋からだということを考えて、このようなことをしたわけでございます。

ただ、この後、法科大学院生が私どもの事務局を訪れております。そのペーパーもいただいております。後出しじゃんけんじゃないかと御指摘もございました。さまざまな御意見があるというこ

とも我々わかりまして、最終的には、これをどのようにしていくかということですね。さまざまな意見があるということは、私もよく承知しているところでございます。

○江田委員 情報については周知徹底はなされてきたということかと思っておりますけれども、やはりそのところを、施行されるのが今からでございますので、少なくとも、そういう方々がいらつしやるということを配慮してスタートを切られた方がいい、そういう配慮をぜひともお願いしたいということだけ述べさせていただきます。

最後に、今までお聞きしたいと思っておりますが、この司法制度改革、今般、裁判員制度、司法ネット、これまでの司法と決別を図るような新制度の導入が次々と決定されたわけでございます。ただ、法改正、制度の改正というのはおおむね終わったかと思うんですが、これからはこれを実行に移す非常に重要な司法制度改革の新たなスタート時期と言えらると思っております。

そこで、この時期に当たりまして、司法制度改革の新たなスタートに当たりまして、この司法制度改革の諸施策の具体的な実施に向けて、大臣の決意を最後にお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○南野国務大臣 ただいま議員がおっしゃったように、本来に次の運用に向かって、我々、邁進しなければならぬというふうな思っております。自由かつ公正な社会の実現のためには、その基礎となる司法制度を、新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう改革していくことを欠かすことはできません。

このような意味で、今進めております司法制度改革、これは歴史的にも大変に重要な意義を有する改革であると思っております。これまで、司法養成についての改革、裁判員制度、また司法ネットの導入、今先生もお触れになっていただきました、裁判の迅速化法の制定など、数々の制度改革を行ってまいりましたが、今後は、一連の改革の

成果を国民が実感できるように、改革の趣旨に沿った運用が行われていくことが重要であると思っております。

私は、司法制度を所管する法務大臣として、司法制度改革の実現のために、今後も、これまで講じてきた諸施策の適正な実施を含め、最大限の努力をしてみたいと思っております。

ありがとうございます。

○江田委員 今、大臣の強い決意をいただきました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、鎌田さゆり君。
○鎌田委員 民主党の鎌田さゆりでございます。山崎事務局長、推進本部のお取りまとめ役、本当にお疲れさまでした。もう間もなくですね。カウントダウンにもう入っているんじゃないかと。心が浮き浮きなのか、もう気が抜けない最後の段階なのか、はかり知れないところがありますけれども、その局長に、あるいは推進本部の皆さんに、うそじゃありません、本当に心から敬意を表したいと思えます。本当ですよ。

そこで、初めちよつと大臣に、借金ありますかと聞こうと思つたんですけれども、やめました。本当にもうこれはまさにプライベートなことなので、やめました。

山崎事務局長に、局長も修習生の御時代があったわけですよ。その当時、局長は給費の制度のもとで修習されていたと思えますけれども、先ほど来ずっとやりとりの中でございました給費の性格、そこに税金から出ていくところのその重みというか、だからこそその専念という、いろいろありました。

局長御自身は、修習生時代、この給費の制度というものをどんな気持ちでもって、その恩恵といつたらいんですかね、それを受け、そしてそのときに、司法試験の勉強から始まって、もう本当に心から尊敬しています、試験合格した。私なんか、とてもじゃないですけどもあれですか

ら、勉強して、そして合格をして、そして修習期間も終えられてと。

その局長に、この給費の制度というものを改めて振り返って、若かりしころを思い出していただいて、そして今この制度の転換の時期を迎えている。どんな思い、感慨がございますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○山崎政府参考人 ただいま、大変激励の言葉をいただきました。本当にありがとうございます。ただ、終わるまではちよつとやりたいというふうにして思っております。

私個人のことを聞かれると非常に答えにくい点はございますけれども、確かに、修習生になりまして給与がもらえるということ、これは、正直な気持ちには、ありがたいという気持ちはございます。それだけ理解が得られているんだなという気持ちがございます。その当時はそういう時代だったのかもしれない。私はそれほど、だからそのことに関して不思議には逆になかなかないというのが正しいところでございます。おかげさまで十分に修習をさせていただきました。現在がでございます。

そういう意味で、修習は非常に人間性を磨くという点で、それから、これから法曹人として活躍していく基礎を学んでいくという意味では大変重要でございます。この点は将来も変わらないだろうと私は考えております。

問題は、修習の重要性和、それと給費を払うかどうかというの、また若干ポイントが違うのではないかとことです。これは時代とともに変わってきているということですね。

まず、法律家を育てる、国家の人材を育てることにある程度金をかけるべきだ、こういう御指摘がございまして。私はそれとおそろいだろと思えます。そういう意味で、給費は別として、それ以外のランニングコストも何十億も国が全部出しているわけでございます。その中で学んでもらう、こういう形をとっているわけでございます。

ちらの道に進むのもこれは私は必要だろうというふうに思っています。

ただ、そこで給与をもらえるかどうかという問題につきましては、これはやはり国民の理解がどういうものであるか、時代時代によって変わってまいりますけれども、その反映をするということになるかと思えます。今回、改革審の意見書でも給費の見直しについて御指摘がございました。それ以外にも、いろいろなところからそういう御指摘がございました。

私どもの検討会で、これは二年間検討をしたわけでございますが、最初はいろいろ御意見ございました。そういう中で、最後集約したときには、もう大部分の方が給費制を見直すべきである、反対の方もおられました。若干名おられましたけれども、最終的にはそういうところに集約していった。特に法律家以外の方の意見が極めて強かったというところがございます。我々は自分たちのことだけを考えてはいけないうことと、ことですね、やはり国民の声を素直に聞かなければならないんだ、私はそういう実感がいたしました。

そういう意味で、残念ではございますけれども、やはり制度として、自分がどうだったかという問題よりも、制度としてどうあるべきかということを客観的に考えれば、やむを得ない措置というふうな考えをおるわけでございます。

○鎌田委員 ありがたい気持ちでもって受けていた、それから、修習のときは人間性を磨く、将来にわたってと、いろいろ御説明をいただきました。ちよつと長くなって、途中からちよつともやつとなつて、私の理解力不足なのかもしれないですけれども、最後に、残念だけれどもやむを得ないという言葉もあつたので、私は正直に吐露していただいで大変結構だと思っております。

ただ、自分たちのことだけを考えているわけにはいかないというくだりもありましたけれども、私は、私の意見ですけれども、この給費制度を例

えばもし維持するということを選択した場合、それが法曹の方々にとつて自分たちのことだけを考えているなんというの、それは私はおかしいと思ふんですね。よい法曹者を育てるということ、ひいては国民全体にとつての利益につながるわけですから、司法サービスの利益に。だから、何も自分たちのことだなんて、そんな自虐的にならなくていいと思えますよ。必要なところにはどんな要求も、いつも同じことを言っていますけれども、私はそう思うのでございます。

それで、一つちよつと懸念がよぎりますので、払拭をしたい気持ちも込めてなんですが、済みません、答弁短くしてもらえますか。いっぱい質問したいので、時間が無いので。

この法案では十八年の施行ということで、くも十八年というところ、ネットの業務が開始される、それから公的弁護の新たな制度が拡大されるということ、私の性格がうがっているのかもしれない、そういうネットだ、公的弁護を新たにとなると、そつちの方でかかるのところが、まさか相殺なんかしないよなというふうな考えたくなつちゃうんですね。それを払拭していただけるんなら、ぜひ、そんなことはない、毎年ちゃんとこれだけの予算を財務省と協議をして、貸与の返還の仕組みには変わるけれども、ちゃんと運用していくんだということを改めてお示しいたきたいと思えます。

○山崎政府参考人 十八年は確かにネットが始まりましたけれども、この新しい法曹養成制度、これがスタートするときにはすべて変えていこうという発想でございます。結果として同じ年に当たるわけでございます。

私どもは、必要なものはやはり国民のために必要でございますので、これはちよつと御理解を得ながら増額していくつもりでございます。こちらでその分がそちらに振りかわる、そういう発想で考えたわけではございませんし、ここでカットしたもので足りるとは当然思っております。それ以上のものは必要だろうというふう

思っております。

○鎌田委員 明快にありがとうございます。

次に、財務省に伺いたいと思えますけれども、財務省としての認識なんですかね。結局、今回の司法制度改革は、言うに及ばず、五十年に一度の改革どころか、私は百年に一度の大改革と。政治改革、行政改革、選挙制度が変わる、省庁の再編があった、そして三番目にこの大改革が来て、そういう大改革に財政出動というのは当然必要だと私は認識をしている一人なんですけれども、そういう認識をともに持っていたらいいのかどうか、財務省のお考え、平成十四年から再三にわたってこの給費については厳しい、適切とおっしゃるかもしませんかけれども、そういうお考えをお持ちのようですので、改めて財務省としてのお考えを伺いたいと思えます。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。

司法制度改革につきましては、行政改革を初めといたします社会経済の構造改革が進められております中で、我が国司法機能の充実強化等を図るべく、現在、総合的かつ集中的に推進されているというところでございまして、重要な意義を有するものと認識いたしております。

ただ、一方、我が国財政が極めて厳しい状況にあることも事実でございます。歳出改革路線を引き続き堅持していくために、司法関係予算の取り扱いにつきましても、今後、財政資金の効率的使用の観点に十分留意しつつ検討していく必要があると考えております。

そうした中で、司法制度改革のさらなる推進に当たりましても、国民に負担を求め、その理解を得ていく必要があることも踏まえつつ、司法制度全体で合理的な制度設計を図っていただくというため、これまで司法当局におかれましても種々の議論、検討がなされた結果、今般の給費制の見直しに係る提案もなされておると受けとめておりまして、財政当局といたしましては、そうした経緯、検討を踏まえつつ適切に対処してまいりたいと考えております。

○鎌田委員 通告すると答弁長くて、何か聞いているうちにわけわかんなくなっちゃって、そうすると、別に意地悪じゃないんですけども、通告しないのを聞きたくなくなっちゃったりするわけなんですけれども、司法制度が国家の重要な社会的インフラであるということは認識ございしますか。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。先ほどの答弁、冒頭で申し上げた趣旨と同様ということになりますが、現在、司法制度改革につきましましては、さまざまな構造改革が進められていく中で、我が国司法機能の充実強化等を図るべく、総合的に推進されているというところでございまして、そういう中で重要な意義を有するものと認識いたしております。

○鎌田委員 そういう意義を認識していても、財政の合理化というところがやはり財務省のお考えの、頭の中は大半を占めているんだなというのは、今の答弁で大変よくわかりました。

法律家の養成は国家の責任と負担で私は行うべきと思っておりますし、ほかの省庁に関係するところだつて、むだでもっともつと合理化しなくちゃいけないところが私から見たらたくさんあるんじゃないかと思えますけれどもね。昨年の参議院選挙のときも、その前の総選挙のときも話題になってるところなんか含めてですよ。そんな金に関することなんか含めてですよ。そんな渋い顔しないで、こっち見てくださいよ。

いや、私は本当にそう思う。だからといって本人に負担させる制度をここでつくるのかというのが、でも、出すのは、財布持っているのは財務省だから、財務省の御機嫌を損ねちゃったら大変なことになるしということも私もよぎりますし、でも、やはりこの意義というものは財務省の皆さんにもしつかり認識をしていただきたいという思いがございしますので、今の答弁、うそじゃない、重要な意義をちゃんと認識しつ、しかし合理化をといるところでの立場でしようから、あとだれに期待するかといえは南野大臣にしつかり期待をして、頑張っていただかなくちゃいけないんです

けれども。財務省にまた改めて伺いますが、今、専門家を養成する制度として、研修医、警察大学校、税務大学校、防衛大、防衛医大等ありますけれども、それぞれに、返還しなくちゃいけないのがあったり、あるいは支給という形がとられていたり、いろいろですけども、例えば、今回のような財政的な理由でもって、今実際にこの給費の制度がとられているところ、種々検討していく中で、そちらの方も、廃止になったり貸与に変わったりというようなことだつてあり得ますよね。財務省。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。それぞれの、防衛大学あるいは防衛医大、警察大学校等々についての御質問でございますが、これらの事情に応じて検討してまいりますが、ございまして、そこは、歳出の見直しにつきましては聖域はないということと考えております。ただ、いろいろそれらの御事情がございということも理解いたしております。

○鎌田委員 済みません、今のところ、もう一回。請求はないとおっしゃった……(発言する者あり)聖域はない、ごめんない。聖域はない、それで、それがどうございました。聖域はない改革がほかの分野でも行われていくという御答弁でしたので、わかりました。

法案についてなんですけれども、先ほどの江田議員の質問にもありました。今回初めて専念という言葉が法案の中に入りましたが、この専念という言葉が今回いつき明快にここに規定されたというところで、これは非常に重たいと思うんですね。先ほどの山崎事務局長の御答弁の中で、今までの給費の制度の中でも、あるいはこれからも、その専念というところについてのイメージというのか、それは変わらない、ただし云々かんぬんという説明がありました。だったら、何も今回改めて入れなくともいいんじゃないのなんという声もさつきちらつと出たぐらいで、ここにはつきり明記されて規定されてしまうと、やはりこれがひとり歩きをしてしまう危険性だつて、私はなきにしもあらず

だと思っております。

そこでなんですけれども、先ほど直前に通告をさせていただきますましたが、これは最高裁にお聞きをします。最高裁判所の事務総局の総務局でおつくりになっている「裁判所法逐条解説」というところの、わかりやすくページ数を言いますから、三百九十六ページから三百九十八ページまでにかけてなんです、その中に今回の六十七条に関する逐条解説が載っているんですけれども、この、三百九十六ページの最後の四の、司法修習生は一定の給与を受ける云々、ずっと続いていますが、そのところをちよつと改めてきちんと御説明いただきたいと思っておりますが、特に、三百九十八ページの六十八条に係るところについてもお願いをしたいと思います。

これ、法務委員の先生方、皆さん篤と御存じなのかもしれないけれども、私は、済みません、初めて見たんです、これ。よかつたらだつと読んでいただいても結構です、お願いをいたします。

○山崎最高裁判所長官代理者 委員御指摘の「裁判所法逐条解説」というものが資料としてございます。その御指摘の部分に、司法修習生の給与が国庫から給されることについての解説がございまして、そこには、「司法修習生は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法研修所の統轄を受けるものであり、また、司法修習生の修習に関する事務は最高裁判所に置かれる司法研修所で取り扱うものとされている以上、給与も国庫から受けらるべきは、当然といえよう。」というくだりがございまして。

この点について御説明する前提として、まず、この逐条解説というものでございます。これは、裁判所部内で裁判所法について研究したその成果をまとめた資料でございます、昭和四十四年に資料としてつくり上げたものでございますが、実は、この「まえがき」というところが委員ごらん

いただいていると存じますが、これは、当時最高

裁事務総局の一部局で検討したものでございまして、その「まえがき」に書いておりますところに「解説中、意見にわたる部分」が、当局かぎりの一応の見解にすぎないことは、いうまでもない。こういうことになっておりまして、決して最高裁判所の公式見解を書いたものではございませんので、それを前提として御理解いただきたいということでございます。

その上で、ただいまの部分について若干、私限りの見解を述べさせていただきますと存じますが、先ほど、「司法修習生の給与は、「国庫から」給される。」という部分に、「国庫から」ところにかぎ括弧がついてございます。つまり、給費制をとるとした場合に、ではその給費というのはいくらを支給するののか、それは国庫から支給する、その解説をした部分なのでございます。

それは、先ほど読みました部分の後ろの方に出てまいります。司法修習生のうちには、弁護士を志望する者もあり、かつ、一般に、弁護士会でも実務修習をすること等の関係もあり、疑をさけるため、とくに国庫から給与を受けることが明らかにされたものであろう。こういう解説でございまして、要するに、弁護士会では修習するから弁護士会が給与を払え、そんなことは言うんじやなくて、それは当然、国庫から給与を支払うのは当然であらう、こういう解説でございまして、御理解いただきたいと存じます。

○鎌田委員 ありがとうございます。何も、つけ加えてのあれは、別に要らないんでないかなと思っておりますけれども。

私、思ったんですけれども、ここに書いてあることは一部局の見解でしようけれども、ここにこうしてきちんと資料として存在をしているんですよ。だからこれは、うそが書いてあるわけでもございませぬし、解説として。

ただ、今回のこの法案が通りますと、これは書きかえる必要性というのはないんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○山崎最高裁判所長官代理人 先ほど申し上げま

したこの資料というのは、昭和四十四年当時の研究成果をまとめたものでございまして、実は、その後、裁判所法の改正等ございまして、それは、それに従って改訂するという作業を一切しておりません。それはその時々改正の経過、議論等を踏まえた上で、法律の文言の意味内容を理解するということ、そういうやり方でやっております。

○鎌田委員 ざっと書きかえていないから、そうすると、これからこれは書きかえなければならぬということ……（発言する者あり）書きかえない。これは書きかえない。その当時出したものだから、もうそれで終わり。ああ、そうですか。そういうものでしょうか。いや、私、さつき山崎局長が読んでくださったところは、ちょうど、以心伝心だなど、読んでもらいたいと思つたところを、読んでもらったのですから、司法修習生は、「修習に関しては、司法研修所の統轄をうけるもの」だと、そして、「給与も国庫から受けるべきは、当然といえよう」というくんだり、読んでいただいで、改めてこの給費の制度についてまた認識を深くしたんですけれども、これはもうこれで終わりですか。そうなんですか。いいんでしょかね、それで。

そして、ではお聞きしますが、今度法律改正になつたら、書きかえないは書きかえないで、それでいいとしますけれども、これはもう趣旨が変わつちやいませぬ。再度お願いします。

○山崎最高裁判所長官代理人 今回の法案、仮に成立いたしますと、給費制というものが貸与制に切りかわるわけでございますから、当然、その解説自体は直接的な意味はなくなるということでございます。

ただ、こういう資料をどの程度アップデートして整備するかというの、これは用途との関係でございまして、将来的にそういう必要が生じた場合に、それを改訂することは全くないということをお断言するわけではございませぬけれども、それそれ必要に応じてその改訂を考えていくという考え方にならうかと思ひます。

ただ、ただいまの部分の趣旨といひますのは、それは先ほど申し上げましたとおり、給費制をとつた場合に給与はどが払うのか、それは国庫から、こういう考え方が示されておりました。これはある意味では、今回貸与制に切りかわつた場合、では貸与の資金はだれが負担するのか、こういう疑問が仮にわいてきたとした場合に、それはやはりこの趣旨は同じように当てはまるんじゃないか。それは国庫から貸与資金を調達して貸し付ける、こういう制度が当然とられるべきであらう、こういう趣旨に理解することが可能ではないかと考えております。

○鎌田委員 頭のできが違うので、わかつたようなわからないような、うなずいて一応は聞いていたんですけれども、とにかく、私、この逐条解説というものが、たとえ一部局の解説であらうとも、このようにして我々の目に触れて参考になるわけですから、そのときつづつたものだから、一部局がつくつたものだから、そういうふうにお答えをされるとたまつたものじゃないかという思いと、そして、ここに書いてあることの意義というもの、どんなに昔であろうとも、その後改訂がされなければやはり生き続けているものだと思います。

ただ、貸与になつても国庫からというふうには、この内容がまた変わるとしても、そこは、貸与になつてもその修習資金というものは国が責任を持つて国庫からということは変わらないんだという御説明であつたと理解をしたいと思います、うなずいていらつしやるから、もうやめにします。

それで、ここにちよつと司法研修所のパンフも取り寄せたんですけれども、今のと若干関連しますけれども、二ページ目に、「司法修習生の身分は」とあつて、「国家公務員に準じた身分にあり、国から給与や諸手当が支給され、修習に専念する義務、守秘義務などを負つております。」とあります。こういうパンフレットなんか、これはことし

のはずですけれども、この辺の中身なんか変わりますね。

○山崎最高裁判所長官代理人 パンフレットは必要に応じて改訂していかねばならないわけではございまして、ただいまの給与を受けるという部分は、それがなくなれば当然改訂すべきものと思ひます。

○鎌田委員 今回、貸与に変わるということで、最高裁さんにおかれましては本当に御苦労さまなお仕事がたくさんふえたなということを、この時点でも、本当に大変ですね、と思ひました。次に行きますけれども、貸与を受ける受けないにかかわらず、アルバイト等、これは不可と思つてよろしいんですね。それから、これは土日も含めませぬか。

○山崎最高裁判所長官代理人 修習専念義務のお尋ねであらうと思ひますが、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、修習の全期間を通じて修習に専念すべきこととされておりますので、アルバイトも当然にはできないことだろうと思ひます。

それから、土日も当然、修習に精力を振り向けなければいけない、こういうことにならうかと思ひます。

○鎌田委員 修習期間がいずれ一年間に短縮をされる予定と聞いておりますので、バイトをしている暇なんというのはいないんでしようけれども、間口が広くなつた分、いろいろな人材の、すばらしい、有能な方がいらつしやつて、また変わった方もいらつしやるかもしれないし、例えば、医師免許を持つていて、すぐ献身的な方がいて、あそこの病院は医者が足りない、給料要らない、ボランティアで医者として私の医師資格を生かそうと。あるいは、もうすぐ頭がよくて、全然余裕だから、ちよつと公認会計士の事務所へ行って、公認会計士の研究をしながら、そこで勉強すつべしなんという修習生もいたりなんか、これも報酬なしなんですけれども、これは収入がなくても専念義務違反に当たりますか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習専念義務の内容でございませけれども、修習に専念すべきであるということの裏返しとしまして、ほかの職業に就いたり、あるいは他の業務を行うということが基本的にはできない、ただ許可を受けた場合にはそういうことは許される場合もある、こういう形になっております。

具体的な事案につきましては、それぞれ具体的な状況を踏まえた上でその許可をするかしないかという判断をしていくんであると思います。その観点で申しますと、やはり修習に専念しなければならぬことの意義をやはり十分考えなければいけない。つまり、司法修習というのは、先ほど来申し上げておりますが、実務修習を中核として、法律家としての最低限の力量を身につけるといふところにありますので、実際に修習の全課程を漏れなくやっておりますということに意味があるわけでございまして、それが欠けると本来の修習という名に値しない、そういう結果になつてしまうものですから、まずその点が第一だろうと思つております。

それはそうといたしましても、そのほかに、こういう職業があつて、ぜひそういうことをやりたいという場合におきましては、その業務の態様ですとか、あるいはそういうことをやらなければならぬ必要性とか、そういったことを個別に考えながらその許可をすべきかどうかを考えていく、こういう考え方にならうかと思つております。

〔委員長退席、田村(憲)委員長代理着席〕
○鎌田委員 個別に考えるのは、どのだれが何を基準に考えて決めるんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げました兼職、兼業の関係を申しますと、基本的には最高裁判所の許可が要するというところでございまして、最高裁判所においてその点の許可の判断をするということにならうかと存じます。

○鎌田委員 このだれが最高裁判所と、一言で終わらせられたんですね。何に基づいてというのは、何か明快な基準というのはあるんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたとおりでございまして、司法修習の意義ですとか重要性とか、そういう特質というものを十分踏まえた上で修習に専念してもらつてということが第一番でございまして。

それから、修習生の立場といつてもさういつたもの、中立公正でなければいけないといつたこと、そういったものを考慮した上で、具体的に、兼職なり兼業の態様ですとかその必要性だとか、そういう個別の事情を検討して判断するということになりまして、一律に、抽象的に、こういう場合はいい、こういう場合はだめという形の御説明はちよつと難しいと思つております。

○鎌田委員 いや、専念という言葉が文字となつて法律の中に明記されておりますので、何か最高裁の方に素人の私が言うのはちよつとおがましい、不遜な感じもするんですけども、明記されている以上は、明快にきちんと今のうちから、国会にこの法案が出てきたという時点でちゃんとつくられていないと、私はだめなんじゃないかなと思つております。

ちよつと変えますが、例えばアルバイトをしていたのが発覚したらどうなるんですか。
○山崎最高裁判所長官代理者 修習専念義務というのは、実はこの法案によつて、給費制が貸与制に変わったから出てくるものではないといふのは、先ほど御説明あつたと思つております。現在でも同じ状況でございまして、やはり修習に専念していただく必要はないし、それがゆえに、先ほど来出ております兼職、兼業については許可ということを制度としてとつていくわけではございません。

したがいまして、許可なくそういうことをやるとルール違反ということになりますので、あるいは注意を受けたりということはあるかと存じます。
○鎌田委員 注意を受けたり、はつきりここで示していただきたいんですね。

というのは、だから、何度も言いますけれども、専念が言葉になつて法律に入った。それで副職、

兼業は禁止、土日だめ、アルバイトだめよと。そして、では、専念義務に違反している、ルール違反と今おっしゃいましたけれども、それが発覚したらどうなるのと言つたら、注意を受けるとか、受けたりしたか、同じですね、そういうんじゃないかと、その辺は決まつていないんですか、何にも。

○山崎最高裁判所長官代理者 許可なくアルバイトをするということの態様にもよろうかと存じます。許可制に気がつかずうっかりやつてしまつていたというようなことであれば、注意をしてそれを改めていただくということも一つあるかと思つております。

それから、長い期間そういうことをやつていくがゆえに修習に身が入らなくて、成績が不良で終了できないような状況が生じたとなれば、それは修習の見込みがないと判断されて罷免される、そういうシチュエーションも考えられようかと思つております。それぞれの状況に応じてそれに必要な措置をとつていく、こういうことだろうと思つております。

○鎌田委員 いまいちすつきりしないんですけども、専念という言葉が法律に入った、そしてアルバイトは禁止ですとなつて以上、それが発覚したら、それは専念義務違反、法律違反ということと受けとめてよろしいんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 そのとおりでございまして、先ほど来申し上げております、許可を受ければ兼業、兼職が可能なケースもございまして、許可が受けるに際しては、それとの関係でございまして、実質的に許可が受けるのに形式的にその手続を踏んでいなかつたというケースであれば、形式的には無許可の兼業で専念義務違反というような形になつても、実質的にそんなに責めるべきものではないということもあり得るだろうと思つております。まさに、どういう態様でそういうことが行われたかによつて変わつてくることではないかと思つております。

○鎌田委員 私は、許可を受けないで、発覚ですから、そうなつた場合はどうするのかと。法律

に専念が明記された、それ違反だったら法律違反でいいのと言つたら、許可を受けないでとなつた場合にはそれは違反だといふふうにおつしやりました。

法律違反の想定があることに關して、そんなに責めを負うべきものでもないからとか、注意を受けたりとか、あるいは罷免される場合もあるとか、こんな幅広な、あいまいなことで決つていいはずないんじゃないでしょうか。これまた本當に最高裁の方に私の立場から言うのはちよつとあれですけれども、余りにもちよつと濃し過ぎじゃないですか。いかがですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたが、修習専念義務というのは現在でもございまして、現在、最高裁判所規則によりまして、兼業、兼職に許可を得ないといけないことになつております。許可を得なくてそういうことをすれば、現在も規則に違反している、大きな意味で法令に違反していることになるわけなんでしょう。

しかし、それに対してどういう対処をするかということになりますと、現在も全く同じなんです。が、うっかりして許可を得なかつた、実質的には許可しても差し支えないといふんですか、許可を得られるようなケースもございまして、その場合には注意をして、ちゃんと許可をとりなさいといふことをやりまして改めさせるといふので終わらせるケースもございまして、やはりその事案に応じて考えていくことだろうと思つております。

○鎌田委員 何度も言いますけれども、専念という言葉が入つていまして、法律に、今までも、これからも、専念というその基本的な流れのものには変わらない、全くおつしやるといふので、しかし、法律にここで入つたんだから、ここは大きな違いです。

法律に書いていても書いていなくても、流れている基本的なそういう理念は変わらないんです、専念は変わらない、だから云々かんぬん。でも、今回、ここで法律にはつきり二文字入つてい

だから、それに伴ってはつきりしておかなくちやいけないところはつきりさせなきやいけないじゃないですか。違いますかね。私、何にも変なこと、特別なことも言っているつもりないし、まして、これから修習生として法曹を目指すという人にとつては、こういうところまできちんと、私が想像するに、深く理解をして、大変優秀な方が集まるんですよから、天下の最高裁、きちんとしておかないと、と思いますけれどもね。

こればかりやっているわけにいかないの、私という言葉が入ったことについて、最高裁のこれに対する法案作成に当たっての取り組み状況というのはこんなものだったのかなという、済みません、感想を持って次のテーマに行きたいと思えます。修習地の選択についてお聞きをしたいと思います。

修習生に選択権があるのかどうか。それから、希望地、第八希望まで聞いていらつしやるというふうなことを伺いましたけれども、希望地との合致度合いはいかほどになっているのか。それから、第八希望までとつても、希望の一方所とも合わない人がどれだけのいるのか、去年一年間だけでもいいし、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

〔田村憲委員長代理退席、委員長着席〕
○山崎最高裁判所長官代理者 実務修習地の関係でございます。

その場所につきましては、司法修習生の採用申込者につきまして、希望する修習地を第一から第六希望まで出させておるのが現状でございます。その理由とあわせてそういうものを記載しております。それをもとにいたしまして、司法研修所長が決定する、そういう仕組みでございます。

多数の司法修習生がおりました、これを実務修習させるためには、やはり全国に配置するというところは避けられないところがございます。ところが、一方、司法修習生の希望ということになりま

すと、どうしても東京、大阪を初めとする都市部に集中する傾向がございますものですから、すべての司法修習生を希望どおりの実務修習地に配属するというのはなかなか難しいという状況でございます。

ただ、先ほど、希望とあわせて理由も書いてもらうと申しました。その理由で、例えば家族状況ですとか、そういった関係で切実な事情のある修習生というのは出てくるわけで、そういう者につきましては、希望する修習地に配属するようにできるだけ配慮をしているということでございます。

そういうことでありますので、これは正確な統計をとつていないものですがつきり申し上げにくいんですが、全体的に見た感じでございますが、大半の修習生は第三希望までの実務修習地には配属されているというふうに理解しております。

○鎌田委員 私も統計を持っていないんですよ。ただ、全く正反対ですね、私のとつている情報収集と。例えば、初めから、あなたは富山だったね、じゃ、富山とか、あるいは、第六希望まで一応希望は聞かれるんだけど、そんな若いときに、全国津々浦々転々としているところを知っているわけじゃない修習生が、第六希望まで理由を添えて書けと言われたら、そう簡単には書けるものじゃないか。そして、最後はやはり、大半は第三希望までかなつていようだという御答弁でしたけれども、私が聞いているのは、大半は希望どおりいかない、希望どおりいくのが非常に少ないんだというのを聞いております。

だから、何が言いたいのかといえ、今回、修習生の給費から貸与に変わるといふときに、その修習地の選択余地が自分の希望どおりになかなかない修習生が、言ってみれば、もしかしら生まれ初めて土地、知っている人もだれもいないというところの土地で、何かと心細い、そして厳しい修習期間を経なければいけないというときに、本当にすばらしい法曹を育てるときに、国と

してさらに追い打ちをかけるような負担を強いてもいいんじゃないかという思いもあるわけですよ。

だから、何もこの修習地の選択について修習生の希望どおりすれば何か、どこかすくよくよなるというところは決して申し上げませんけれども、やはりこういうことも、今あるいはこれからの修習生にとつて、この貸与に変わるという制度が心の重荷の一つになっていくということではぜひ認識をさせていただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

次に、貸し付けの業務というか、貸付業務内容について伺っていききたいと思えますけれども、最高裁の中のとこがあるいはどのような組織がこの貸し付けを行っていくんでしょうか。アウトソーシングの可能性はあるでしょうか。伺いたいと思えます。

○山崎最高裁判所長官代理者 現在、給費制をとっております。その制度のもとでは、司法修習生に対する給与支給事務を各裁判所の人事課等の部局で行っている、要するに裁判所職員が担当しております。給費制から貸与に移行した場合に、こうした修習資金の貸与等の事務につきましては、同じようにやっていくのが基本となるかと思えますが、なお、制度開始後の事務の具体的な内容ですとかそれから事務量等を踏まえながら、これが円滑に進むように事務処理体制については考えていきたいと思っております。

○鎌田委員 今その支給の事務を行っているところがそのままといふことの御答弁でしたけれども、アウトソーシングの可能性はあるんですかと聞いたんですが、それについては。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほどお答えしたとおりでございます。制度開始後、具体的にどの程度の事務になっていくか、事務量になっていくか、そういうものも踏まえた上で、その段階でいろいろ工夫すべきことがあれば工夫するということを考えていくんだろうと思っております。

○鎌田委員 アウトソーシングの可能性は聞いて

たのに対して、その時点で工夫すべきところはしていくということが必要になるかと思えます。

私の頭が悪過ぎるんでしょうか。全然聞いたことへのお答えとは、だから、そうすると、今の答弁と私の聞いたのをつなげるとすれば、その時点で工夫しなくちやいけないことが出てくれば、その可能性もある。その工夫が、例えば、今やっている事務のところがそのままやろうと思つたけれども大変な事務量になってしまった、ああ、アウトソーシングしなくちやいけない、ではアウトソーシングして工夫していこうということですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 どういう体制で事務を行うかということに関してはいろいろな選択肢がありますので、委員御指摘のとおり、アウトソーシングの非常にうまい方法があれば、それも選択肢の一つとして検討するということだろうかと思えます。

○鎌田委員 まだ何も具体的には、そんな深くうなずかないでください。具体的には決まっていないうなずかおかしいでしょうと言いたいんだから、余り深くうなずかされるとちよつと困つちゃうなと、ますます私の性格が悪くなるなと思うんですけれども。

これは、お金を貸して、ましてや、さつきからずつとあるように、税金が元手のものを貸して、そして返してもらうという新しい仕組みが大々的にいずれスタートするわけですから、この辺のところは具体的にどうなっているのかというのをきちんと我々はこの国会の法務委員会場で知っておく権利も、あるいは義務もきちんと説明をする上であると思うんです。

しかし、それに対して今のようなまたまたあいまいと言わざるを得ない御答弁でして、またこの辺もこのくらいしかまだ決まっていないうのかという感想を持たざるを得ないんです。次に移りますが、先ほど貸し付けの金額、毎月十八万、二十三万、二十八万、こう段階がある、

二十三を基準にして云々かんぬんありましたけれども、この段階が上に上がっていったり何だり上下するやつその要件というのは具体的に決まっているんでしょか。あるいは最低、最低といつか十八の数字ですね、このところは申請があればばんと出ちゃうのか、この十八についても何か申請が来たら審査するぞみたいな、そういうのはあるんでしょか。

○山崎政府参考人 先ほどお答えいたしましたけれども、二十三万円と十八万、これはめででございませぬ、そのランクについては個人で選んでいただく。だから、二十三万円借りた人は二十三万の申請をしていただく、十八万で結構だといふ人は十八万の申請をしていただければそれを認めます。

ただ、二十八万については、扶養家族とかそれから住居手当、住居手当というか賃借している場合、そういう事情がある人について、そういう事由に当たるといふかというのを判断するわけでございます。

○鎌田委員 十八と二十三については申請があれば出しちゃうと今おっしゃったんですけれども、そして二十八については御説明いただいたとおりで、十八と二十三については申請があれば出しちゃうんですね。申請があれば出しちゃう。ここについての要件というのはいないですか。

○山崎政府参考人 要件はございません。借りたくない人は全く借りなくても結構でございますので、そこは自由に判断をしていただくと。

○鎌田委員 はい、わかりました。ああ、そうですね。もつと私は、それこそさつきからあるように、税金から出てくるそういうお金の、十八万にして二十三万にする要件があつてちゃんと、例えば、返せる見込みみたいなもの、あるいはそういう意思の確認とか、いろいろなことが審査があるのかなと思つたんですが、ないんですね。そうですね。何かちよつと意外でした。

次に伺いますけれども、返還のスタート時期、先ほど質問でありました。それに対して、十年

間の返還期間ということば数字をお示しただけましたけれども、返還スタート時期まで据置期間の数年間という御答弁がございました。この数年間の数字のところの数字をこの際明らかにしていただきたいと思つております。

○山崎政府参考人 最終的には最高裁判所の方で決めていくことになると思つていますが、現在我々が考えているところでは、三年から五年の据置期間というその範囲で決まってくるということになるだろうと思つております。

○鎌田委員 関連すると思つてますが、その施行時期はこの法案では十八年ということですね、しかし、これもまた委員会冒頭、山崎事務局長、この時期についても柔軟に考えていくこともあり得るような御答弁がございました。そして、開始時期とこの据置期間の数字の兼ね合いというのは非常に重要だと思つてますね。

例えば、十八年の今のこの開始のままの法案で、その据置期間が短くてすぐに返還が始まるというのと、あるいは、施行開始時期がもつと先になつて、不意打ち後出しじゃんけんなんて疑念を抱いている人にも解消するようにもうちよつと後にスタートになつて、それで五年間の据置期間があつたりすれば、これはもうまさに本当にこの負担というところも大分軽くなつてこの返還というものが開始されると思つてます。

三年から五年という数字をお示しただけましたけれども、やはりこれは五年が妥当ですよ。三年から五年というところで御検討いただいているのであれば、やはり五年間の据置期間を置いて、そして十年間で返すというのが非常に妥当だと私は思つてますが、いかがですか。

○山崎政府参考人 最終的に私が決める権限はございませんけれども、貴重な御意見として承らたいと思つております。

○鎌田委員 貴重な御意見と言つていただきましたので、貴重な御意見は貴重な御意見ですからね、局長。でも、局長が決める権限がないと言つたつて、やはり局長は局長ですから、五年になる

んじゃないかなという期待を込めて、次の質問に入りたいと思つてます。

また法案の中で、ちよつとあやふやというかあまいだなどというふうにも感じてざるを得ないのがあるんですが、六十七条の二の三項、四項なんですけれども、やむを得ない理由で猶予することができ、それから全部または一部の返還を免除とか、これらについての、具体的に、災害傷病その他やむを得ない理由により返還が困難となつたときというふうにあるんですけれども、この辺のところの基準はもうできているのかどうか。何か資料があるのか、あるいは、この認定も、今支給の事務を行っているところがそのまま認定もなさるわけですか。

○山崎最高裁判所長官代理人 条文の解釈にかかわること、私がお答えするのが適当かどうかかわりませんが、条文によりまして、最高裁判所は一定のやむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができるとされておりますし、免除の関係も、最高裁判所は、一定の事由がある場合に、修習資金の全部または一部の返還を免除することができるといふことでございますので、最高裁判所において、対象となる方の具体的な事情を踏まえた上で判断していくことにならうと思つてます。

○鎌田委員 それはわかるんですよ。私が聞いたのは、だから、もう時間もないので、聞いたことにお願ひしたいんです、お答えを。何か基準があつて、何か資料があつて、それに基つてだれが認定していくんですかと聞いたんですね。今の御答弁だと、私が聞いたのは何にも御答弁いただいていないと思つてますよ。まあ、そこまでまだ細かく決まっていなくていいかなと、またさうやつてうなずかれるとつらんですけれども、そういうふうにも思つてます。

やはりこの辺もまだ、法律案にはこういうふうな書いてあつても、そこを認定するところが最高裁だといふことはわかりました。しかし、その認

定するところで、何に基づいて、何の基準に基づいてどうだこうだというのがほとんど決まっていないう状態で、いや、これで法案、よくぞお出しになるなというのと、本当にこれからまた大変だなというふうにも、お気の毒だと思つてすけれどもね。やはり私はだめだと思つて、ちゃんとさういうのを決まらして出さなければならぬと思つてす。

それで、先ほど来質問にも上がつてましたが、任官者の返還免除、これを導入されない仕組みというものはお考えになつておられるか。いるかないかでお答えをいただきたい。

それから、将来にわたつて、これが未来永劫さうだといふ、固めていくといふことは何も要求しているつもりございませんので、状況に応じて議論をしていきながら、変わる可能性だつてなきにしもあらずかもしれない。でも、その際にはこの法律を変えないと、今の最高裁判例ではできないですよといふことを確認したいと思つてます。

○山崎政府参考人 任官者免除、いわゆる政策的な免除の点でございますけれども、これは現在もこれを取り入れなかつたということでございますし、今後ともこの点については、現時点ではすね、さういふ点については考えていないということでございます。

○鎌田委員 いや、だから、次の答弁のときにまた加えて答えてください。もしも変更することが生じた場合は、今のこの法律を変える、現在の最高裁判例では、そのままでできないということ、いや、いいです、ちよつと待つて、時間ないから次に続けて行つちゃうので。

この回収手続なんですけれども、法的な回収手続も想定されるというふうにも、先週ちよつと打ち合わせしたときにお聞きをいたしました。返さない人がいたら、それは訴訟手続に持ち込んでいくんだということ、その際には原告、最高裁になるのと聞いたけれど、違います、法務省ですとおつちやつていましたけれども、それから逆の場合に、私はうつだから仕事がこのくらいしかできま

せん、だから返せません、猶予してくださいという申請があったときに、例えば、認定のときに、あなた、うつだといつたって、一日三時間ぐらい仕事できるんだつたら仕事できるに入るんだから返せるでしょう、返さないというようないやなりと返らなければ、返還しなくちゃいけない、貸与を受けた元修習生が訴訟に持ち込むことだってあり得る、十分に想定されると私は思うんですね。

そうなった場合に、法務省が原告であってもいいですけども、被告であってもいいですけども、そういうことはきちんと想定をされているのか。それとプラスして、もしそうなった場合には、もちろん普通の裁判手続を踏んでいけるわけでしょうから、そういう流れの中で、最終的に最高裁まで持ち込まれて争われるということも想定されているのか。

次に、そうなった場合、最高裁が御自身で決めた基準、手続、ルール等が、初めは地方裁判所で判定を受けて、それからどんどん上上がって、最高裁で判定を受ける。そうすると、最高裁でつくった基準を、自分で自分の権利を判定、認定する事態も出てくるということも想定されているのか。私は大いにあり得ると思います、非常に不思議というか、おもしろいというか、おかしいというか、もあり得るんですが、それはいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 たいま御指摘ございましたけれども、国が裁判を起こす、それからもらった方が起こす、両方ございます。そして、最高裁まで行くかというところは、これはあり得る話でございます。最終的には最高裁が判断をするということになります。司法行政上の問題の判断と裁判の判断というのは分かれておりますので、それは現在でもある問題でございますので、それと同じに扱うということでございます。

○鎌田委員 さっきの、法律を変えないで、まだいいです、次がきつと最後になるのかなと思うんです、また最後のときに加えてください。ちゃん

と議事録に残しておくべき御答弁ではないかなと思うので、お願いしますね。

本当は、この法的回収手続のところを一番時間をかけてやりたかったんですが、また例によってこれを最後に持ってきたので時間がなくなっちゃって、ストレスが私は残るんですけれども、大臣、ずっと委員が始まってから、後

また続いていきますけれども、それぞれのやりとりを聞きながら、今回の貸与制度に変わるということ、法曹としてスタートする時点で、多かれ少なかれ、少ないという認識をお役所の方はお持ちかもしれませんけれども、毎月この程度の返還だしと思えますけれども、しかしながら、やはり山崎局長が冒頭おっしゃっていたように、修習期間の間、人間性を磨く、私には、何にもまさる、何にもコントロールされない職務の独立性を担保できる良心というものを徹底して胸に刻み、学ぶ、そういう期間を終えた方々が、やはりその良心を絶対に忘れないで、良質な弁護活動、あるいは良質な法曹として活動していく、活躍していくに当たっては、これは、幾ら法曹といえども人間ですから、そういう仕事をすると、幾らかでもやはり借金というものは少ない方がいいと私は思っています。

それで、この法案は、非常に、私の思いを込めて言わせていただければ、そういった良心を若干なりともゆがめさせてしまうおそれがある法案というふうに感じざるを得ない。新たな負担や新たな借金がふえるということで、一定の利益を上げて、一定の返済というものをしていかななくちゃいけない法曹にとつて、若干良心を曲げてでも利益に走らざるを得ない、そういう弁護活動になつてしまうことだつて、これは大いにあり得ると思うんです。そうなったときに、良心との兼ね合いというものを心配する私は一人なんです。

ですから、大臣におかれましては、そういったこともぜひ、頭からそんなことないかと否定をなさることなく、そういう危険性もあるなという御認識を持っていただきたいと思っておりますので、先ほど

の局長の答弁と、そして大臣には、この法律を通していくに当たつてのそういった良心、法曹と良心との兼ね合いというのに対する思いをお述べいただきたいと思えます。

○山崎政府参考人 先ほどの件は、法律を変えないけれどもできないということになります。

○南野国務大臣 先生の本当に熱意をどうとお述べいただきました。裁判を目指す方も、どのような職業を目指す方も、その人の良心が一番必要だろう、まず人間性であるというふうにおっしゃいます。そういう意味では、借金しているというふうな感覚よりも、それで勉強した、そしてそれを国に返還するのだというプラス思考で、どうぞ頑張つていただきたいと思っております。

○鎌田委員 ありがとうございます。終わります。

○塩崎委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時四分開議

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。辻恵君。

○辻委員 民主党・無所属クラブの辻恵でございます。

司法修習生の給費制の廃止をめぐる法案について質疑をいたします。この法案については、三千人体制になる時点で廃止をするんだということで、大枠と野党の協議が成り立っているやに聞いておりますので、そういう意味では非常にかいのない質疑の時間帯だなという感じは非常にするんですが、この問題、それで一件落着の問題ではないというふうには思っています。やはり、その後、見直しも当然なされてしかるべきだと思うし、民主党政権になつた暁には、もう一度これを抜本的に見直すことをぜひ私は先頭に立つてやりたい。だから、そのと

きは山崎事務局長にもまたおいていただいて、反面教師になるのか何なるかわかりませんが、やはり、よくいろいろバックグラウンドも含めて考えてこられているわけですから、御意見も承りながら、建設的な意見を将来またやっていきたいなというふうにおっしゃいます。

そういう意味で、きょうの質疑につきまして、給費制の廃止をめぐる問題が何が問われているのかということについて、後日のために、しっかりとした議論を残すというつもりでやりたいというふうにおっしゃいます。

まず、やはり立法目的、立法事実というところから確認してまいりましょう、給費制の廃止ということについては、新たな法曹養成制度の整備が多様かつ広範な国民の要請にこたえるべきものであつて、それに基づいて司法修習生の増加ということが現実化して、それに実効的に対応する制度をつくる必要があるんだということが大まかに提案理由で説明されております。

そして、このことを具体的に述べているものだというふうにおっしゃいますけれども、司法制度改革審議会意見書(抜粋)というものが資料の十九ページにあります。給費制のあり方については、「新たな法曹養成制度全体の中の司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。」というふうにおっしゃられています。ですから、新たな法曹養成制度をどのようなものとして制度設計していくとするのか、その中で給費制の問題がどう位置づいてくるのかということが問われるわけでありませぬ。

この新たな法曹養成制度ということについては、実は、これは資料の中にありますが、新たな法曹養成制度については、法科大学院制度というのを中核として法学教育や司法修習を位置づけるんだというふうになつていて、どうも新たな法曹養成制度の中心は法科大学院制度だというふうな位置づけられているように聞こえますし、また、資料を見る限り、そのように思わざるを得ません。冒頭でまずお伺いしますが、新たな法曹養成制

度の制度設計ということについて、そういう理解で提案者はお考えなのかどうなのか、その点お答えいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、田村(憲)委員長代理着席〕

○山崎政府参考人 この点につきましては、この法務委員会でも相当活発な、濃密な議論が行われたわけでございますけれども、ただいま委員御指摘のように、法曹養成のための専門的な教育を行う法科大学院、これを中核とするということであつたわけでありますけれども、まさに基礎的なところについては法科大学院でお願いをするということになるわけでございますが、もう一つ言つていますように、新しい司法試験と司法修習、これを連携して人を育てていこうということも言つていくわけでございますので、試験も大事ですし、かつ一番職業教育の基礎となる司法修習、これも大事だということでございますので、三つとも全部大事だということでございます。

○辻委員 今までの法曹養成制度との比較でもう少し突っ込んで伺つていきたいと思ひます。

一九四七年に司法研修所が発足して、戦前の高文の試験を合格して、判検事に進む人々は司法官試験になり、そして弁護士を希望する人は弁護士試験補と。司法官試験は有給であつて、弁護士試験は無給であつた。そういう戦前のいわば分離修習、それに対する深い反省を行つて、戦後の司法修習は統一修習になつたというふうに私は理解しておりますが、この戦後の統一司法修習の要点というのはどの点にあつたんだというふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○山崎政府参考人 戦後、現在の体制になつた大きな理由でございますけれども、やはり、司法で活躍をするという方々については、それぞれ法曹三者の世界をよく見て、その上できちつとした判断を下していこう、こういう理念に基づくわけでございまして、そういう意味から、一緒に同じかまの飯を食つて、同じものを見て、その上で公平にいろいろ判断をしていこうと、いわば統一修習の理念、これを盛り込んだということでございます。

す。

○辻委員 一九四五年の九月二十四日に、当時の大日本弁護士会連合会が、当時の東久邇内閣総理大臣に、法曹一元ということを建議しております。

その背景としては、裁判所が戦時に戦争協力体制を支えたという、その痛苦な反省に立つて、二つの制度をやはり考えなきゃいけないということを言つております。

一つは、判検事の養成制度が弁護士の養成制度と区別されて非常に官僚的であつた、そういう官僚的養成制度を変えなければいけないということが一つ。そして、もう一つは、司法大臣の掌握下に置かれていた司法行政を、これも変えなければいけない。前者の官僚養成制度については、やはり法曹一元ということをベースにすべきなんだということがあります。そして、後者の司法大臣の掌握下に司法行政が置かれていたことに対しては、裁判所が司法省から独立するということに制度を満たすべきなんだということが提言されてい

る。そのような、敗戦後の、戦後の社会を国家をどうのようにつくり上げていくのか。戦争に対する痛苦な反省を踏まえて、どのように新たな社会をつくっていくのかということの中で法曹一元制ということが打ち出され、そして、そのような理念に基づいて戦後の司法修習制度、判検弁三者の統一修習制度が発足したというふうな考えられると思ひます。

その統一修習制度の二年間、当時は、最初、前期修習というのが四カ月あつて、実務修習が地方で一年四カ月ですか、最後に後期修習がある。そういう統一司法修習制度が一九四七年以降採用されたわけでありまして、この統一修習制度ということについて、やはり尊重し続けるべきものだというふうにお考えなのかどうなのか、この点はいかがですか。

○山崎政府参考人 結論からいへば、この理念は尊重していくということ、それが必要であるとい

うふうにお考えしております。

例えば法科大学院で今回や実務的なところも教えてもらうわけですけれども、これはあくまで基礎でございます。それを現実の事件にどう当てるか、あるいは当てはめていいのかわかるといふ問題については、まさにこの実務修習を経ないとその実感はわいてこないわけでございます。この感覚をきちつとつかまないと職業につくといふことは大変危険なことでもございまして、偏つた意見になるおそれもございまして、そういう意味では、非常に重要な問題であるといふ認識をしております。

○辻委員 配付された資料でも、六十八ページで、大塚一男弁護士の朝日新聞への投稿で、司法研修所の初代所長だった前沢忠成氏が、繰り返し、統一、平等、公平の理念に立つ新修習生制度の意義を説いたということが言われております。新時代をみんなの力でつくっていくんだという息吹を感じる発言が当時なされていたというふうに思ひます。

例えば、幾つか紹介をさせていただきますけれども、第四期修習生の入所式において、統一養成について、この前沢当時の司法研修所所長は、「諸君は、将来、それぞれ、判事、検事或は弁護士となられるわけで、今からその志望を確定していられる方もあります。まだ決つていない方もあることと思ひますが、いずれにせよ向われるかは、二年間の修習が終つて、決定されればよろしいので、二年の終了まで、諸君の志望は伺わないことにしてあります。これは、判事になる人も、検事になる人も、弁護士になる人も、二年間全く同一の修習課程を経ることが、新制度の眼目であるからであります。」このようなことをおっしゃつてい

る。そしてまた、第二期修習生の入所式に当たつて、同じく前沢所長は「本日に初まる五カ月の期間、私共は諸君のよき友人、親しき友となり、一団となつて共に疑い、共に求め、共に苦しみ、弾力ある各種の研修方法によつて外に鑑み、内に省

み、諸君各自の内に秘めるよきもの、貴きものを引き出し、伸ばし、諸君二五二名をそれぞれ個性特徴のある立派な法律実務家として育て上げるべく、ささやかなる努力を捧げむと念願するものであります。」

また、第五期修習生の入所式に当たつて、村松俊夫所長代行は次のようにおっしゃつております。「新憲法の下に於て正義の実現、秩序の維持、人権の尊重という重大な使命を担うに足る、高い識見と、円満な常識を具えたローヤリーを育成するといふ目的にて、法曹一元の高き理想を実現する第一段階として誕生したのであります。」このよ

うな発言が続いております。いずれも、判検弁それぞれがしっかりとした社会的な責務を負つて、バランスのある法曹として登場していけるような、そのような教育は統一司法修習のもとで生まれるんだということを強調されてい

るわけでありまして。山崎事務局長、この理念は尊重すべきものだというふうにおっしゃいましたけれども、当時の二年間の統一司法修習は、実務修習の一年四カ月ですか、それ以外の前期修習、後期修習、その三つが合わさつていふことには思ひますが、前期修習、後期修習がこの統一司法修習制度の中で持つ意味、意義ということについて、どのようにお考えでありますでしょうか。

○山崎政府参考人 まず、前期でございますけれども、これは、現在の体制で見ても、学生が学部で勉強をして、そのまま試験を受かつて来るといふこととございまして、実務的な教育というんですか、基礎、いわば要件事実とかそういうものがあるわけでございますけれども、そういうものについて全く学んでいないわけでございますので、まずその基礎を学んでらうというのが前期修習でございます。

それを前提として、実務修習に行つて、それを具体的な事件にどうやつて応用していくか、こういうことを学ぶのが実務修習でございます。後期修習は、その学んできたことについて、これは

全国でいろいろなところに行っておりまして、その辺のところの程度均一化も図る必要もございまして、最後に、そのでき上がりぐあいというんですか、それを試験をして判定する、こういう役割だということでございます。

○辻委員 私、先ほど引用しました前沢所長や村松所長代行の発言を見るに、「よき友人、親しき友となり、一団となつて共に疑い、共に求め、共に苦しみ、云々とありますよ。つまり、一緒に法曹になっていくんだという立場に立つて、ある意味では寝食をともにしながら、人生論も語り合いながら、いろいろな相互の希望についての意見も言い合いながら、本当に、判事になるということでは自分は志望してきたけれども、どのような判事で、何をしようとするのかという前提を問ひ返されるような議論が、この統一修習の集団生活の中で、やはりそこがもう一回新たに検証されざるを得ない。

そういう集団生活の持つ非常に重要な効果ということがやはり統一修習を支える根幹にあるんだろうと私は思うんですけども、この理解についてはどのようにお考えですか。

○山崎政府参考人 私、先ほど形式面からちょっとお答えしたわけでございますけれども、最初に、同じかまの飯を食うということ申し上げましたけれども、まさにそういう中でお互いに議論し、法曹のあり方、人間のあり方、こういうことも大いに議論していただいて、自分の進路を決めていくということになります。

それから、自分が本来進むべき道以外のところもきちっと見て、どういう理由によってこういうことをやっているのかも理解をしましょうと。そういうことで、要するに、人間性を磨く、そういう機会であるということも、これも本当に間違いないところでございますので、職業につく、その職業上の知識の問題と、職業上の倫理、あるいは自分の人生をどうするか、この二つが非常に重要なポイントであるというふうに考えております。したがって、修習というのは不可欠なもの

であるというふうに考えているわけでございます。す。

○辻委員 これは資料の二十九ページにあります。法曹としての基本的なスキルとマインドを養成することが必要なんだということですね。スキルは、ある意味では技術的な問題であつて、マインドというのは、いかなる法曹として国民のために何をやるのか。判事なり検事になり、また弁護士になるとしても、国民の立場に立つて何をやるのか、みずからはどういう職責を負う存在なのかということをしつかりとわきまえるということが、このマインドの中の重要な部分だろうと私は思うわけでありまして。

そのようなときに、このマインドを形成するのは、やはり切磋琢磨であり、同じかまの飯を食つて、寝食を忘れ語り合うなり、けんかも含めて、やり合うなりということが非常に重要だ。だから、そういう意味で、集団教育というか、集団生活の中での司法修習ということの意味が私は非常に大きなものがあるというふうに思います。そのこと自体は、山崎局長もそうだと、了とされるということでもよろしいんですね。今うなずいておられるから、そのとおりだと思いますが。

そうだとすると、今回の法曹養成制度の制度設計が、今言った統一司法修習の意味で基礎とされるべき集団生活による司法修習ということがどのように保障されているのか、生かされているのかということについて、対比して伺いたいというふうに思います。

法曹養成制度の中核は法科大学院だ。これは二年ないし三年だということになりますね。司法修習については一年だ。その一年のうち、最初の八カ月は分野別実務修習だ。民裁、刑裁、検察、弁護という四つの分野について二カ月ずつ分野別実務修習を行う。それから次に、選択型の実務修習を二カ月やる。これは法律事務所をベースにして、主体的な選択、設計によって、修習生がどういう修習を行うかを選択するんだ。最後の二カ月が集合修習である。クラス担任制を維持して、集

合修習を最後に行く。

私は、法科大学院は、いわばスキルを習得する助走期として、準備期間として位置づけるといふのは、これはこれでいいと思えますけれども、しかし、法科大学院というのは、まだ司法試験にも受かつていないし、本当に何人が法曹になるかわからないという、ある意味で競争関係の中の教育と、法曹になるんだということを前提とした緊張ある仲間意識というか、そういう、法曹として出発した後での教育、お互いの切磋琢磨とは意味が違ってくるというふうに思うんですね。

先ほどから繰り返し確認させていただいている戦後の司法修習というのは、やはり法曹になるということが前提となつて、その上で、判検弁、それぞれ果立つていく、それまでの司法修習期間をともにするということ、これが重要なのであつて、今言われている法科大学院というのは、そういう意味では、法曹になるかならないかわからない人を含めた、ある意味で技術的な習得のレベルにとどまるものであると私は思わざるを得ない。

では、今の統一司法修習のかぎとなる集団的な学習ということが新司法修習制度ではどのように保障されているかということ、最初の八カ月は分野別の実務修習であつて、次の二カ月は選択型の実務修習であつて、最後の二カ月だけが担任制で集合修習だということになつていくわけですよ。

だとすると、統一司法修習のベースとしてあるべき集団生活が保障される前期修習、後期修習、合わせて八カ月の中で切磋琢磨をしてきた、それが、最後の二カ月に縮められていくわけですね。しかも、それは二回試験の直前なわけだから、お互いに寝食を忘れて夜まで語り合ふんというこの余裕がない時期なんです。最後の二カ月というのとは、そのように、同じかまの飯を食うという仲間意識を培うような制度状況にならないうちです。この新司法修習制度は、これは私は問題だと思ふんですけども、これについてはどう説明されますか。

○山崎政府参考人 まず、さつき私申し上げまし

たけれども、前期修習は実務修習に行く前提を教えているわけでございます。いわば要件事実教育をしているわけでございますけれども、これは法科大学院の方でお願いをするということで、まずそこをカットしているわけでございます。あと、実務修習とそれから後期修習、これについては残っているわけでございますが、時間的には少なくなるというのは、御指摘のとおりでございます。

それで、では、その時間的な中でできないのかということでございますけれども、それは私はやり方によってはできるだろうと思つておりますし、例えば実務修習に行つて、その同じグループの人間は複数いるわけでございますから、そういう中で、いろいろ議論をし切磋琢磨をするということは十分に可能でございます。それから、選択修習の中でもそれはできるわけでございます。そういう意味で、時間的には短縮にはなりませんけれども、それはできるということでございます。案を考えているわけでございます。

それから、もう一点だけ。これから三千人におよびしていくわけでございますけれども、そういう体制を考えた場合に、修習生が同じところに二期分ダブるということですね、これは、ちよつと受け入れの方として、現実問題として極めて難しくなる、こういう制約も当然あるということをお考えいただきたいというふうに思つております。

(田村憲 委員長代理退席、委員長着席)
○辻委員 簡単に、ちよつと法科大学院の現状について御質問しておきたいと思ひますけれども、法科大学院のカリキュラム設定について、これは統一修習制度ということを念頭に置いて設定されているんですか、そうではないんですか。どうなんでしょう、文科省。

○石川政府参考人 法科大学院のカリキュラムについての御尋ねでございますけれども、法科大学院におきましては、法理論教育を中心としたまとして、実務教育の導入部分もあわせて実施をするという考え方のもとに、その教育課程の編成に当

たりましては、法律基本科目、法律実務基礎科目、そして基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって授業科目を開設するというようにしております。また、それぞれの領域がいずれかに過度に偏ることがないように配慮をするように文部科学省告示においても定められておるところでございます。これは、司法制度改革の趣旨を踏まえてそのようなカリキュラム設計をいたしているところでございます。

実際に、これを受けて、各法科大学院では、実務家教員の参画のもとに、少人数教育を基本といたしまして、ケーススタディーとかあるいは現地調査など、法理論と実務のかけ橋を強く意識いたしました実践的な教育が実施されている、こういう状況でございます。

○辻委員 現状についてはその御報告を承っておりますが、私の質問は、そういう法科大学院教育制度の現状というのは、その後にも続く司法修習制度が統一修習なのか分離修習なのか、いずれなのかということ念頭に置いて、それと関連した形で制度設計されているのかどうか、その点を伺っているんです。それを意識していないということであればそういうお答えで結構だし、意識しているというのであれば、どこがどうつながっているか、どう生かされた形になっているのかということをお答えいただきたい。

○石川政府参考人 重ねてのお尋ねでございます。法科大学院の教育のあり方につきましては、平成十三年の司法制度改革審議会の意見書にもございますような、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分、こういったものを、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである、こういった御指摘も踏まえまして、法曹養成全体の中で適切な位置づけ、適切な教育を行うということを考えておるところでございます。

○辻委員 問いに対する答えになっていませんよ。統一司法修習制度を前提にして法科大学院の

カリキュラムが制度設計されているのかどうか、イエスかノーかで答えてください。

○石川政府参考人 統一司法修習制度の中で設計をされているというふうには理解しております。

○辻委員 それでは、統一司法修習制度を前提として、それと不可分に連関するカリキュラムというのはどういう形で設定されているんですか、具体的に説明してください。どこがどう前提にしているからこういうカリキュラムになっているんだと言えるんですか。答えてください。

○石川政府参考人 冒頭でも多少御説明を申し上げましたけれども、統一司法修習制度の中で適切に位置づけるといって、法理論教育を中心として、実務教育の導入部分もあわせて実施をする。すなわち、法理論と実務のかけ橋、これを強く意識した実践的な教育を実施するという考え方でございます。

○辻委員 答えになっていないじゃないですか。統一司法修習を前提にしているというんだから、統一司法修習を前提にして、それを前提にしていることが明らかになるようなカリキュラムはどのように制度設計されているんですか。どの部分を見れば、ああ、これは統一司法修習を前提にしているんだというふうには理解できるんですか、それを言ってください。一般論しか言っていないんです、あなたは。答えてください。考えていないんですよ、そこは。

○石川政府参考人 司法修習というのは、先ほど法務省の山崎局長ですか、お話もございましたように、実務面を重視したトレーニングだということに理解しております。その前提として、法科大学院におきましては、法理論教育を中心とし、またその実務修習につながるような、かけ橋となるような実務教育の導入部分を担当するというところでございます。

○辻委員 同じ回答を、しかも具体性を欠いた回答を繰り返されても、それは答弁に対する拒絶と

しか思えないですよ。何も考えていないということとを白しているに等しいですよ、それは。

○寺田政府参考人 差し出がましいようでございますが、私どもの方で、連携法に基づきまして……(辻委員「連携法というのは何ですか」と呼ぶ)失礼、法科大学院と司法修習それから司法試験というものを、三者を連携して、プロセスとしての法曹養成をするという立場から、これについての連携に関する法律というのをおつくりいただいております。その法律の考え方に基きまして、法科大学院のカリキュラムを議論する場においても、法務省あるいは現役の裁判官や検事などが参加させていただいております、あるいは弁護士も参加いただいております。

そういう席でカリキュラムが議論される際に、修習においてこれまでどういう理論的な教育がされてきたかというふうなことも御披露申し上げて、さらには、弁護士にとって必要な倫理規定でありますとか、あるいは裁判所において具体的に要件事実がどのように考えられているかというふうなことを、法科大学院の学生は志望にかかわらず共通にカリキュラムとして学べる機会が与えられる、そういう設定がされております。

これは、まだ法科大学院は始まりまして、この第一年度でございますので、どちらかといいますと二年ないし三年の応用的な項目でございますので、まだ具体的に法科大学院の学生がこういうことを学べる段階には至っておりませんが、そういうことがプランとしてはあるわけでございます。

○辻委員 今おっしゃった法科大学院と司法修習と司法試験の連携に関する法律というのは、司法修習は統一司法修習制度であるということ、前提にして成り立っている法律であるという理解でいいんですか。そういう御発言と受けとめていいんですか。

○寺田政府参考人 御指摘のありました連携法、

先ほど私が御説明申し上げたところでございますが、この法律における法科大学院のカリキュラムのあり方というものは、当然、修習が、それが弁護士になるか裁判官になるか検事であるかにかかわらず適用されるべきものという前提でございます。

○辻委員 その前提であるというのは、法案の提案理由なり、その明文化されたものないしは答弁において今まで語られているもの、そういうものがあるんでしょうか。

○寺田政府参考人 その点を法案の審議の中で明らかに御質問があったということもございませぬし、法案の中に具体的に統一修習という文言が出ているということではないことはそのとおりでございますが、具体的に、分離修習を前提としてはいないという意味で、統一修習だということも当然の前提として皆さんの間で御議論が、その他のカリキュラムをどうすべきかというふうなことがあったということも事実でございます。

○辻委員 統一修習制度を前提にその法律も提案され成立したんだというふうにおっしゃっているということと伺っております。

一点申し上げておきたいのは、結局、この今審議されている法案に返ったときに、新たな法曹養成制度全体の中の司法修習の位置づけを考慮しつつ、そのあり方を検討するというふうには給費制については言われているんですよ。はしなくも明らかになつたけれども、法科大学院が法曹養成教育の中核だということに言われて、しかし法科大学院はまだ一年目の試行期間である、だから、二年目ないし三年目がまだ全く試行されていないんだからどうなるかわからない。つまり、新たな法曹養成制度全体を論議しつつ、その中で司法修習を位置づけて給費制の問題を考えるというこの趣旨からしたときに、まだ時期尚早なんです。法曹養成制度の全体像なんて全く明らかになっていないわけですよ。だから、非常に拙速的な議論の提起のされ方だということを指摘しておきたいと思っております。法曹養成制度を

もつとしっかりと議論しなければいけないというふうにあります。

三千人制度が正しいのかということについては私は異論を持っていないし、また、司法試験の受験回数を三回に制限するなんて、これはとんでもない悪法、悪制度であるというふうに思います。やはり、それは就業の機会を奪うものであって、職業選択の自由に反するのではないかとというぐらい私は思います。

何で三回に制限する必要があるのか。私も三回以上受けているし、三回に制限されたら弁護士は受からなかった、そういう痛苦な、みずからを振り返ってみても、やはり回り道をいろいろ人間はするんですよ。回り道をしたら人の方が味があるかもしれない、絶対そうだと思うんですよ。だから、三回に限るといっては、回り道をしない均質な法曹をとかくつくり出せばいいんだという、そういう法曹養成についての国家の一つの判断ということがあらわれているわけですね。これは、私は間違っている。

先日、憲法調査会で、聖路加の日野原重明名誉院長が公述人に来て、私は質疑をさせていたんだんですけども、これは憲法九条の問題に関連してだったんですが、日野原先生がおっしゃったのは、要するに、日本で徴兵制度がないんだから、若者はその徴兵制度一年か二年にかえて、海外にボランティアに行くとか、社会のいろいろなところに出かけていかなきゃいけないというのをやはり義務的にすべきなんだ。自分は医者ですと長年やってきたけれども、二十二や二十三のお医者さんが本当に患者さんの気持ちをおかして、会話が成立するような成熟した大人として成長しているかといったら、疑問だ。まだまだそんな若造が、本当に生死の境を、不安を持っておられる患者さんに対して、医者としてちゃんと物を言えるか、会話が成立するのか、その人の気持ちかわかるのか。そういう意味では、まだまだひよっこで、大人ではないんだ。だから、いろいろな社会経験、ボランティア制度で、やはりそう

いうものをぐぐり抜けて、それを成長の糧として、その中でさらに経験を積んで初めて一人前の医者になれるんだ。こういうふうには日野原先生はおっしゃった。

まさにそのとおりだと僕は思いましたし、それは法曹も同じだと思うんですよ。質問通告に法曹というふうな言葉を書かせていただいて、聞きなれない言葉だと思われたかもしれないけれども、法律の条文をしゃくし定規に当てはめて、それで事足りりという、そういう血も涙もない法曹が育っていつてはならないんですよ。

これから社会がより多様化していつて、価値観も多様化し、いろいろな非常に複雑な矛盾もふえていくだろう。その中で、交通整理をしていくというのが法曹の役割だし、検事も単純に訴追意識だけを、また厳罰化を求められればそれで社が安定するといわなければならぬわけですから、バランスのある総合的な、人間として熟した法曹として、やはりそれぞれの立場で尽くしていくべきだということに思っています。

だから、そういうような法曹を養成していくに当たって、法曹教育というのは物すごく重要だし、そのときに集団で修習をするという、先ほど山崎局長言われたけれども、前期修習の役割というのは、スキルを覚える初歩的な段階だということに尽きるのではなくて、もつと重要なのは、やはり同じ法曹としてかまの飯を食って未来を語り合う、寝食を忘れて語り合う、いろいろ切磋琢磨するということの方がより重要な前期修習の意味なんです。だから、木を見て森を見ない発言なんです。

スキルの修習は二次的、三次的で、またそれよりもっと機会もあるし、それはやらなければいけないことですが、より前提的には、いかなる法曹になるのか、そのための、一人ではやはりそれは解決しない、いろいろな意見が世の中にはあって、いろいろな生き方がある、人生があるということをお人から学び知っていくという、

う集団生活の持つ重要さということをやはり本当にちゃんと位置づけてもらいたいなと。それが欠落しているんですよ、今回の一年間の司法修習制度は。だから、本当に根本的な意味のところで統一修習制度の根幹を欠落させている、そういう制度設計になっているというふうに思わざるを得ない。

だから、その点は絶対改善すべきだ。国会のこの法案で改善という話にならないというふうに思いますけれども、今国会は給費制の問題ではあります、やはり法曹養成制度をもう一回見直し、しっかりとした議論をしていく必要があるというふうに改めて申し上げておきたいというふうに思っています。

それで、今の点とも関連するんですが、選択型の実務修習というのは、個人の主体的な選択と設計によつてというふうな書かれています、先ほどの日野原先生の言をまづてもなく、法科大学院を出て司法試験に受かって八カ月の分野別実務修習が終わった、ある意味ではまだ大人として成熟していない修習生が主体的にやるなんていうことは、別にその人たちの人格をおとしめる意味ではなくて、やはり難しいというふうに思っています。

そうすると、今人気がある渉外事務所とか企業法務とか、おのずとそういう方に流れてしまふということがあるわけですよ。だから、バランスのある修習制度をやはり国の側でちゃんと設計すべきだ。そういう意味では、主体的な設計することお任せにするという分野別実務修習はやはり再検討されるべきだというふうに思っていますけれども、この点はいかがですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習を所管しております最高裁判所からお答えしたいと思います。先ほど来委員の御指摘のありますとおり、私もとしては、質の高い多様な人材を法曹として育てていきたいというふうに考えておるわけでござります。そういったことから、選択型実務修習というの意義があるのではないかと、

これは司法修習委員会というところで議論していただきまして、そういう提言をいただいているわけでございますので、私もそういうことで運用していきたいというふうに思っております。

選択型実務修習、もう御存じかもしれませんが、修習生の進路ですとか問題意識ですとか、その前提として行われました分野別実務修習の実績、関心に応じてそれぞれ選択していくという形のものでございます。考えておられますのは、実務庁会がいろいろ多様なメニューを準備いたしました、それから選んでもらうというのを考えておりますので、そういう意味では、一応分野別実務修習を自分でやったその経験に照らして選択していく、こういうことにならうかと思っております。

そういうことで、適切な選択あるいは修習をやつてもらえるというふうに思っていますし、もしそういう何か極端な方に流れるようであれば、そこは実務庁会の指導担当者が適宜アドバイスし、あるいは指導し、適切に行われるように考えていく、そういうイメージを持っております。

○辻委員 最高裁に伺いますけれども、集合修習ということの持つ意義という、私なりの意見をさつきから述べているつもりなんです。これについては、一九七〇年代に腐ったリング論というのがあって、一つ腐ったリングがまじると周りもどんどん腐っていく、法曹養成の司法修習で、変な思想とか変な腐ったリング的な修習生が一人入つてくると、周りもそれに侵されてどんどんどんどん悪くなつていく、本来求めている修習生、卒業生が得られなくなるんだというように議論が研修所で結構なされたと思っております、その議論についてどのようにお考えなのか、それと集合修習との関係についてどのようにお考えなのか、最高裁の意見を伺いたいと思っております。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほどもお答えいたしました、私も、あるいは司法研修所といたしましては、社会全体のニーズがいろいろ多様化していく、そういう状況のもとで、やはり質の高い、しかも多様な人材、こういうものを法曹と

して輩出しなければならぬ、そういう意識を持つておりますので、委員が御指摘になられましたように、ある種均質のものをつくっていく、そういう考え方は全くとっておりません。そういうことでございますので、できるだけ多様な法曹ができるように、今後とも努力していきたいと思っております。

○辻委員 当時は七〇年代ですから、宮本判事補の再任拒否とか阪口修習生の罷免問題とかいろいろ、青法協問題ということで、当時は長沼ナイキ基地訴訟の問題で、司法行政からのいろいろ容喙があつたんじゃないかというようなことも指摘されて、司法が論議がかまびすしかった時代だと思うんです。

そのときに、集合修習ということについて、余り長い期間、人生経験が豊富なのかどうかかわらないけれども、青年の真つ当な、普通に育つてきたこといろいろ思想的に悪影響を与えたり、社会をもつと知らなければいけないというようなことで、いろいろそういう影響を受けては本来の修習は成り立たないんだというようなことを最高裁、司法研修所当局は言っていたと思うんですけれども、その点については反省をしているんですか、今。

○山崎最高裁判所長官代理者 集合修習との関係でのお尋ねであろうと思ひます。

先ほど来委員も御指摘になつておられるとおり、修習においては、基本的な法曹としてのスキルとともにマインドというものを養成しなきゃいけない。そういう意味で、集合修習の持つ意味、これは重要なものがあります、委員の御指摘のとおりのところだろうと思ひます。

ただ、法曹としての倫理ですとか使命感、そういったいわゆるマインドの部分というのは、言つてみれば、集合修習で築かれる部分もございませぬが、同時に、修習全体、先ほど来出ています分野別修習ですとか選択型修習を通じても身につけていくべきものだというふうにも思つておりますので、そういう位置づけで考えていきたいと思つて

おります。したがって、集合修習というのは、スキル

の面から見ますと、体系的で汎用的なスキルを身につけさせる非常に重要な部分であると思ひますが、限られた一年という期間の中でどれくらいそれに当てるかというのは、これは制度設計の問題でございます。先ほど申し上げました最高裁判所の司法修習委員会とところで議論していただいて提言をいただいておりますので、そういうものを尊重して制度をつくつていきたいというふう

に思つております。○辻委員 私は、集合修習は、スキルにとつても重要かもしれないけれども、マインドの形成にとつてより重要だということを言っているんですよ。その点、ちゃんと理解して御発言いただきたいなというふうにも思ひます。

時間の関係もありますから、やはり法曹養成制度をもつと、受験資格を三回に限るとか、非常にいろいろな、多様な方向性から法曹を求めることができ、法曹の給源が多様な、日本人に限らず、在日の方々も法曹になれるということになつていくわけですね。ですから、そういう多様な給源を求めていく。

だから、何か一つのルートを通らなければ法曹になれないという法曹養成の給源を狭めるやり方は、やはりこれは、日本が今後より多様な社会を形成していくに当たつて、多様な給源から法曹になられた方が法曹になつていかなければ対応できないという面が非常にふえるわけでありまして、私は、そういう意味での法曹養成制度をもう一回見直すべき点が非常にあるんじゃないかというふうにも思つておられます。これは、改めて見直したときの議論としてしっかりとまたさせていただきますというふう

に思ひます。それで、本来の給費制の問題についての質問はこれからなんですかけれども、だから、そういう意味で、法曹養成制度の中で司法修習を位置づけて、その中で給費制を考えるとどうなっているの

に、法曹養成制度がいかなるものなのかというところの議論がまだ本当に熟していない、その中で給費制の廃止だけが急がれようとしているというところは、やはりこれもまた問題がある。法務省なり、推進本部、それは十一月いっぱい存在がなくなるからお急ぎなかもしれないけれども、余りにも拙速の過ぎるというふうにも思ひます。そのことを申し上げておきます。

貸与制だということになっておりますけれども、この貸与制をめぐつては、正式な文書としては任官者の免除というふうな話は出てきておりませんけれども、法曹養成の検討会ではその種の議論もなされたというふうにも思つておりますけれども、提案者としては、任官者の免除については、これは将来認める余地があるというふうにお考えなのか、そうではないのか、その点はどうなんですか。

○山崎政府参考人 任官者免除につきましては、現時点でこの考え方を要するというとは思つておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、連携法が出てきておりますけれども、その連携法で見直しの規定が入つておりますので、委員御指摘のとおり、この法曹養成制度、新しく始まるわけでございますので、これは一定の期間後にきちつと見直すということになるかと思ひます。それは、いいものはいいい、だめなものだめということになるかもしれないけれども、そういう中でのいろいろ議論が起ころうというところは否定はできないというところでございますが、私どもとしては、これは将来変えるというところを考へておられるわけではないというところを御理解賜りたいと思ひます。

○辻委員 提案側の最もオピニオンリーダーであり責任者であられる山崎局長の個人的な見解として伺いたいと思ひますが、仮にこれが貸与制になつた場合に、判検事志望者と弁護士志望者で區別を設けることが妥当だというふうにお考えですか、そういう意思は毛頭ないというふうにお考えですか、どつちなんですか。

○山崎政府参考人 私個人として申し上げますけれども、差を設けることは妥当でないというふう

に思つておりますし、今後ともそうあつてはならないというふうにも思つております。○辻委員 それはそのとおり伺つておきます。法曹養成制度というのは公益的なインフラ整備ということでありまして、仮に弁護士になるといふ存在だからといって、それは営利のみに走るということではなくて、やはり社会を支えていく公益的な存在でもある、そういう職業も弁護士は同時に持っているんだということについて、これは弁護士側の側ももつと努力をしなければいけない、自戒してそういうふうなことをしていかなければいけないというふうにも思ひますけれども、やはりその点はしっかりと申し上げておきたいと思つて、それを御理解いただいた上で、今、差を設けることは妥当でないとお考えだということ

を明らかにしたいと思います。それで、この給費制の問題について、これは経済的負担を受験生に非常に過大に負わせることになつて、やはり、法曹を希望する人たちが広く日本全国から法曹を希望することができなくなる、貧富の差によつて希望もできなくなる、断念せざるを得ない、そういう意見もあります。このような点について、法務大臣、どのようにお考えですか。

○南野国務大臣 今までの制度は、いわゆる給料をいただきながら弁護士になる、そういうた若いファイブを燃やしていただけていたと思ひます。先生も本当にその若さですてきな弁護士になられたとも思ひますし、それは、三回ではけしからぬとおつしやいますが、一つの歯どめになろうかと思つておられる。

また、そういった恵まれた環境にいる人だけが司法の立場に立つということ、これは貸与制でございますから、そういうことでは限定されたいのではないかと。勉強したい方は、どうぞお金を借りて、しっかりと勉強してください、それについての返済制度というものも本当に十分見ながら、一

律の規定を設けていますよ、これは逆に喜ばしい方法の制度になつていゝのではないかなというふうに思ひます。

その制度、この改革が実現した暁には、うんとうんと立派な、質量ともに兼ね備えた弁護士さんたちが国民の方々のニーズにこたえていただけだろろうと思ひます。そして、それは都市だけでなく、地方にも僻地にも頼りたい弁護士さん、国民はそう思つておられますので、どうぞ、人間性をプラスしながら、弁護士専門性という問題に切磋琢磨して育つていただく方が養成されるべきであると思つておられます。

以上でございます。

○辻委員 最後に、大臣にもう一、二点伺ひますが、今までの議論をお聞きになつていて、大臣としてのお考えというのを伺ひたいと思ひますが、司法修習制度については統一修習制度を維持すべきであつて、分離修習などは考えるべきではないのかどうなのか、この点が一つ。

それからもう一点は、給費制について、判検事希望者と弁護士希望者で区別をして、判検事だけを免除にするというようなことを考えるべきでないかと考えるのかどうなのか、この二点について。

○南野国務大臣 第一問の点でございますが、やはり統一と、先生がおっしゃつていられるように、同じかまの飯を食べながら、ともに論議をして、そしてどういふ問題だということを検討していく、それは、弁護士に限らず、医師でも看護師でも何でも、専門性であるという以上、私はそのような教育をしてほしいなというふうな思つておりますが、弁護士の方は特に国民の期待が大きいかと思つております。

それから、先ほどの給費の問題についても、裁判官、判事、それからもう一つは弁護士の方々について、それはみんな同じでなければいけないというふうな思つております。

○辻委員 どうも時間がいっぱいになりました。最後に、山崎潮事務局長、百五十九回通常国会のときから、大先輩でありながら失礼なことはい

ろいろ申し上げ、これは役目としてやつていたというところで御理解いただき、これからまたいろいろな場面であつたいろいろな御助言いただきことになると思ひますから、よろしくお願ひします。御苦勞さまでした。

以上です。

○南野国務大臣 先ほど申し上げたのは、裁判官、検察官、弁護士でございます。

○辻委員 はい。それで訂正していただいていいです。

○塩崎委員長 次に、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として総務省総合通信基盤局電通信事業部長江喜正邦君、省総合通信基盤局電波部長竹田義行君、法務省大臣官房司法法制部長寺田逸郎君、法務省刑事局長大林宏君、法務省入国管理局長三浦正晴君、厚生労働省大臣官房審議官北井久美子君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○塩崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林千代美君。

○小林(千)委員 民主党の小林千代美です。これから、三十分しか時間がありませんので、私も、難民政策について主にお伺ひをしたいと思います。

さきの通常国会の中で入管難民認定法の一部改正というものが行われました。日本の難民政策については国連の難民高等弁務官の方からいろいろと指摘があるところをございまして、積極的に取り組まなければいけない、こういうことを言わ

れているわけなんです。

しかし、今回のこの通常国会での法改正、例えば六十日ルール、これが六カ月になりました。あと、今まで法務大臣がその決裁権を持つていらつしやつたんですけれども、そこに難民審査委員というグループがございまして、その諮問というものでできたわけでございます。まあ、一定の前進かと思ひますけれども、指摘があるような、積極的な難民政策への取り組みというものにはまだまだ足りない点が多いのではないかなというふうに私は感じておられます。

国際情勢も変化しております。流出している難民の数というのもふえてきておるところです。日本でも難民の認定申請数というものは、ここ数年、ウナギ登りの状況になっております。UNHCRの前弁務官でした緒方貞子さん、この方も日本に対して指摘をしておられるところもございまして、例えば、日本が単一民族の島国であるということはおくまでも錯覚であり、人、物、情報などが広く行き交うグローバル化した今日の世界においては到底維持し続けられない、私たちが、島国根性や外国人に対する偏見や差別というものは、島国根性や外国人に対する偏見や差別というものを打ち捨て、外の世界の問題を自分たちの問題としてとらえる必要があるというふうな指摘をされておられるところもございまして。

また、南野大臣が法務大臣として御就任をされました。以前にも質問をさせていただきましたけれども、大臣が今まで人権擁護といつた分野で大変活躍をされていらつしやつた。御自身のお考えの中でも、少数の異質な人々にも寛容である社会、多様な生き方やあり方というものを認めるような社会を築いていくことが重要であるというふうな大臣御自身のお考えを持つていらつしやつたところもございまして。

ぜひ大臣にお伺ひをしたいと思いますけれども、というよりも積極的に取り組んでもらいたいと思ひます。日本の難民保護政策、どのようにするべきかというふうにお考えでしょうか。御所見を伺わせて

いただきます。

○南野国務大臣 本日に難民という問題についてはいろいろなことを検討していかねばならない。日本は空からまたは海からしか来られないというふうないろいろな課題もそこをございましてけれども、我が国は、昭和五十六年、難民条約に加盟いたしております。それに伴ひまして、難民認定制度を設けて、その後二十年以上もわたり、国際的な取り決めである難民条約等につつたり、個別に審査の上、難民と認定すべきは認定してまいりました。

今後とも、政治的迫害等から逃れ、庇護を求めの方々を迅速かつ確実に難民として認定し、さらにそれを保護するという姿勢で臨んでいく、人類愛というところに根差すことは変わりございません。

○小林(千)委員 確かに、日本は四方を海で囲まれておられて、そういう条件もあるかもしれない。また、使われている言語も、日本語という世界じゅうでは余り使われていない言葉。そういう言いわけはもう通用しないと思つておられます。依然として認定率というものは大変低い。数%、平成十五年の数字ですと三・二%だそうですね。こういったところを改善していかなければ、国際社会の中で人類愛を持つて貢献をするというのとはなかなか難しいのではないかなというふうな思つておられるところですか。

法務委員会でも、ことしの三月でしたか、東京入管の方に視察に我々は行ってまいりました。そのときに局長から御説明をいただいたわけなんですけれども、申請者の国籍別内訳というのが、これは平成十五年ですけれども、一位がビルマ、ミャンマーで、二位がトルコ、三位がイランだということに昨年はなつておりました。ミャンマーからの認定申請というものは、前年より大変大きくふえておられます。データをみますと、以前からミャンマーというのは、これは法務省からいただいた資料なんですけれども、ここ五年間くらい常に一位か二位ぐらいの認定申請